

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 6 回臨時会 8月4日 開 会
8月4日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 8 月 4 日 (火曜日)

第 6 回南三陸町議会臨時会会議録

令和2年第6回南三陸町議会臨時会会議録第1号

令和2年8月4日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

2番	倉橋誠司君	3番	佐藤雄一君
4番	千葉伸孝君	5番	後藤伸太郎君
6番	佐藤正明君	7番	及川幸子君
8番	村岡賢一君	9番	今野雄紀君
10番	高橋兼次君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

1番 須藤清孝君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤仁君

副 町 長	最 知 明 広 君
総務課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊介君
保健福祉課長	菅原 義明君
農林水産課長	千葉 啓君
商工観光課長	佐藤 宏明君
建設課長	及川 幸弘君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和則君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明君
教育総務課長	阿部 俊光君
生涯学習課長	大森 隆市君

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

議事日程 第1号

- 令和2年8月4日（火曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第79号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第80号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第81号 財産の取得について
 - 第 8 議案第82号 財産の取得について
 - 第 9 議案第83号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

令和2年の第6回の臨時議会であります。本臨時会では、コロナ関連の議案が提案されておりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようよろしくお願ひしたいと思います。

また、残念でありますが、コロナの感染確認、我が町で起きました。後で町長から行政報告で説明があるかと思いますけれども、議員皆様方におかれましても、何度も申し上げておりますように、不要不急の外出は十分に控えまして、感染ならないように日夜努力をしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

欠席議員、1番須藤清孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内昇一君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付

したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

総務課長から、議案関係参考資料の訂正について発言したい旨の申出がありましたので許可をいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

本日の配付させていただいております議案参考資料、その中の「コロナウイルス対策関連」と書いてあります資料でございますが、この中で5ページ19番に漁船漁業への支援と書いてあります事業の説明内容に誤植がございまして、誠に申し訳ございませんが、後ほど資料の訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今後、適正を期してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ただいま総務課長がお話ししましたように、資料の訂正については既に許可をしているところであります。本日の昼食時間帯に訂正作業を行うよう指示いたしましたので、議員の皆さんには議案第83号関係参考資料、令和2年度補正予算（第4号）の事業概要、新型コロナウイルス対策関連資料を机に置いたままで昼食を取られますようお願いいたします。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中御出席を賜り感謝を申し上げます。

本日の臨時会は、新型コロナウイルス感染症対策に係る条例の制定及び一般会計、病院事業会計補正予算のほか、工事請負契約の締結及び財産の取得についてお諮りするため招集いたしたものであります。

なお、報道もなされておりますとおり、昨日、宮城県内において174例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認されたところであります。その患者の方は気仙沼市在住の60代女性で、本町の学校に勤務する学校職員でありますことから、児童・生徒の安全の確保を最優先に、本日から7日まで、志津川小学校、戸倉小学校、入谷小学校及び志津川中学校を臨時休業といたしております。そのほか新型コロナウイルス感染症患者の発生に関しましては、別にお配りいたしております宮城県記者発表資料のとおりであります。

第5回定例会以降における主な行政活動につきましては、お配りをいたしております町長日程のとおりでありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、1ページの一番上の祈念公園の復旧工事なんですけれども、今回マンホールの工事ですが、関連で伺いたいんですけれども、祈念公園、さきに一部開園になっているわけですけれども、現在、公園の管理はどのようになっているのか伺っておきたいと思います。例えば、公園の築山の斜面の雑草等、多分養生のために今ああいう状況にしているのか、そういうところの確認と、あとトイレの管理状況。そしてあと、植えた木の枯れている部分、枯れ木になっている部分も大分見受けられるので、そういうところが管理しているのかだけ確認させていただきたいと思います。

3ページ、一番上の保呂毛の災害復旧工事に関して伺いたいんですけれども、現在、この工事は先日から始まったみたいなんですけれども、そのところは順調に進む予定だとは思うんですが、これも関連になるんですけれども、以前、墓石屋さんのあった部分、お店というか墓石の展示場があった部分なんですけれども、あそこの部分の道路がいっぱい狭くなっています、地区の方に聞いたら、あそこが大分少し広くなるような話も確認させていただいたんですが、その墓石屋さんがあった部分の道路は今後少し広くなるのかどうか、確認お願いしたいと思います。

最後、4ページ、1から3番目なんですけれども、この予定価格1,800万円が最低で620万円、2番目も同じく予定価格1,800万円で960万円、3番目も予定価格2,000万円で最低額が990万円。こういった開きの中で、しっかりした測量設計というのは可能なのかどうか。以前も聞いていたんですけども、企業の努力によってこういったことが可能なんだということなんですけれども、いざできたときの使いやすさとか、安心安全面での劣る部分というか、そういったことの懸念はないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

脱衣を許可いたします。

9番今野議員の答弁、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、ただいまの御質問でございますが、第1点目の祈念公園の管理ということでございますが、本来であれば志津川のまちづくり協議会さんのほうと、その管理方針等も含めて提言をいただき、早急に取りまとめをしたいというふうに考えておったところでございますが、何分コロナの関係でなかなかその会議も十分に開けていないということでございまして、提言書のほうはある程度おまとめをいただいて、今後協議ということではございます。

現状でございますが、現状はここ数日間も町職員において草取りとか、除草とか、そういう作業を現段階では町職員自ら実施しているところでございます。

それと、植木等の枯れた木があるようだというお話でございますが、そちらにつきましても、施工業者のほうと当然ながらもうお話をしております、枯れ補償というのがございます。ですので、その中で枯れ木につきましては今後対応していくこととしてございます。

2点目の御質問でございますが、保呂毛川の災害復旧、道路が広がるんじゃないのかというような御質問でございますが、これは申し訳ございませんが、町単ではございますが、災害復旧工事でございますので、現況復旧が原則となっておりますので、現状、私の解釈に間違いなければ多分建物のところかなと思うんですが、護岸を復旧いたしまして、あくまでですが現況復旧ということでございますので、現段階では拡幅等というような計画はございません。

あと、3点目の御質問ですが、委託関係でございます。予定価格に対して随分安い価格なんだけれども大丈夫かという御質問でございますが、大丈夫だというふうに考えてございます。それと、なぜ大丈夫だと言えるのかということでございますが、委託関係につきましては、諸経費が、おおむねでございますが、実際にかかる人件費の倍ぐらいの諸経费率になってございます。ということは、ほとんどが人件費、あとは技術費ということになりますので、落札された受注業者さんにおきましては、落札額でですね十分に利益が上がるというふうにお考えの上、入札をされているものと解釈をしてございます。当然、成果につきましては、担

当職員、私も含めまして、しっかりと成果を上げていただくようにちゃんと管理をしていくということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、祈念公園の管理のほうなんですかけれども、現状では町の職員の方たちが自らやっているということなんですかけれども、果たしてそれで、もう一部は開園した限りは十分な管理がなされていると状況的に判断できているのか。ちなみに、この秋に全部開園した場合に、それと同時に管理する管理先とかを決めなければならないんじゃないかなと思うんですけども、その点どのような形で進められるのか。先ほどの課長の答弁ですと、まち協のほうでもんでもらっていて、それが今回の疫病騒ぎで遅れているということなんですかけれども、せっかくいっぱいお金をかけた公園ですので、しっかりと管理をする必要があると思います。

そこで、先ほども聞いたんですが、簡単な話、シルバーの人たちを利用するとか、いろんな方法があると思います。全部開園するまでに、ある程度決めておかないと、今のような状況がずっと続いて、せっかく商店街にいっぱいお客様が来て、そこまで登ったお客様に対して、この町のイメージのありようにもつながると思いますので、管理のほうをしっかりとしていただきたいと思います。

あと、枯れ木の補償なんですかけれども、枯れ木の補償は1回までなのか、何回でも補償になるのか、その点お分かりでしたら伺っておきたいと思います。

あと、3ページの保呂毛の件なんですが、現在工事をしているところは、現況復旧ということで分かりましたけれども、私が伺ったのは、保呂毛に入る橋を渡ってすぐのところなんですけれども、その部分で昔、墓石屋さんが展示していた部分があって、そこが異様に狭くなっているものですから、それを地区の人に聞いたら、おいおいというか、近々広くなるような話も聞いたものですから、その進捗というか、今後の見通しを再度伺っておきたいと思います。

あと、設計に関してなんですかけれども、大丈夫という課長の答弁がありました。そこで、この予定価格というのは、人件費、技術費を見込んでの予定価格なんでしょうけれども、その算出というのは果たしてどのような状況で予定価格を出しているのか。しっかりと成果が出せるような予定価格なんでしょうけれども、そのところを再度伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、公園の管理でございますが、まさに議員おっしゃるとおりかと思います。ですので、早急にその辺はしっかりと体制づくりを決めていきたいと思います。議員のお話にもありましたように、シルバー人材センターというようなお話もありましたが、当然ながらその辺も視野に入れつつ、早急に検討していきたいということで御理解をいただければと思います。

それと、枯れ木の補償でございますが、基本的には一度だけということでございます。

あと、保呂毛橋の渡ってすぐの辺りということでございますが、今現段階では拡幅という具体的の計画はございませんので、御承知おきいただければと思います。

あと、委託の関係につきましては、やはり受注業者さんがそれで十分やっていけるだろうという判断の下で応札をしていただいているものと考えてございますし、予定価格の基になります設計額でございますが、これは当然国、県のほうで、こういう事業の設計をする際にはこういう人数がかかってということで、ちゃんとした設計歩掛かりというものがございますし、あと人件費等についても県のほうで提示をしております人件費を入れておりますので、予定価格の基になります設計価格につきましては適正なものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では再度、保呂毛の件だけ確認させていただきます。あそこは生活道路で結構頻繁に通るものですから、あそこだけ。あの墓石の展示場があった部分の土地は、町の部分なのか、それとも買い取った部分なのか、個人の部分なのか、その点確認。あと、もし町の部分でしたら、予算はかかるでしょうけれども、広げるには、いろんな現場を抱えているのは承知ですが、できる可能性は高いんじゃないかなと思うので、その点最後に確認して終わりにいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 保呂毛橋の関係でございますが、申し訳ございません。今、その土地がどなたの所有かというのは、資料が手元にございませんのでお答えはできませんが、そこは従前の住宅地であって、震災前にそちらの宅地のほうにお住いになられていました買い取りを希望されているということであれば町有地という可能性もございますが、今、震災前の状況がちょっとよく分かりませんが、石屋さんの展示場というところからしますと、住宅地だったのかなと、ちょっと分かりませんが、何ともお答えのしようがないというところが

実情でございます。

あとまた、確かに町有地ということであれば広げやすいというところはございますので、その辺は今後確認をしつつ、対応させていただければと思ってございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者に続いて、祈念公園と保呂毛の道路についてお聞きしたいと思います。

今、外構面が祈念公園はどんどんできてきていて、今回もこういった議案の中に上がっていますが、駐車場まで行くんですが、防災庁舎と祈念公園の見える場所までの道路というのが大体80メートルぐらいあるんですけども、なかなか被災して家族を亡くした人たちが高齢者となって、あそこまで歩いていくのは大変だというような話も聞いています。そして、この間、私も見に行ったんですが、来場者が私の目には少ないと思います。そして今後、祈念公園が9月に完成して、中橋が完成して、多くの人たちが来るというような町の見込みだと思うんですが、観光客のための祈念公園というような形で町は位置づけているようですが、あそこは被災した家族を亡くした人たちの感謝のというか、追悼の場でもありますので、そういう住民の思いを、いつでもあそこに行って、ここで家族の追悼の場があるということで、あの築山の上ほうにも行って手を合わせられる。しかしながら、らせん形の道路も、車椅子とか、高齢者がつえをついて歩いていくにはなかなか不便だということが私は最近分かりました。そういう対策を講じていくべきだと私は思いますが、今後、祈念公園の設計計画とか、その辺はこれまでどおりの設計で進んで、今現在順調に進んでいるのか。その辺、1件です。

あと、私が2期目の今回議員になって初めて質問したのが、多分保呂毛のその道路です。そして今、建設課長の話を聞くと、前課長から申し送りがなかったのかなということも疑問に思いました。災害復旧で、あの川が津波による氾濫で、あの辺の護岸が大分破壊されました。そのための工事だけで終わりなんだと、そしてあそこの道路は考えていないと。課長が分からぬならお教えしますけれども、あそこには個人の土地があると。そして、前に建物があったところの基礎部分があると。そして、その基礎部分が、今前者が話した道路を狭くしている要因だと。そして、そのときの課長の答弁というのが、個人の所有地があるので、その辺の部分、建物じゃなくてその部分を解消しない限りはなかなか道路の拡張はできないと。そして、町のほうで墓石屋さんに貸したあの土地、あの土地というのは結局町のほうで貸したと私は思うんです。そして今、十日町のあの部分に立派にその同じ会社が整備されて墓石

を販売していますが、そのときに課長は、方向的にはそういういた目の前の問題を解決していけばその道路は拡張になるというような、私はよい返事をもらったと記憶しています。しかしながら、今課長の答弁だと、まるっきり整備なんか考えていないんだというような話なんですが、本当に申し送りでその土地の部分に関しての考え方というのは、建設課長が話したとおりの考えを町長は持っているというような感じでしょうか。その辺、もう一度答弁お願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、第1点目の祈念公園でございますが、おっしゃるとおり、健常者の方は防災対策庁舎を通って、あとは築山の頂上にはスムーズに行けるかと思いますが、やはり確かに、健常者でない方についてはなかなか困難というところはございますが、現段階で祈念公園の計画の見直しというのは、現在のところはございません。

あと、祈りの場等々ございますので、確かに現地のほうに目の前まで行って手を合わせたいというお気持ちは重々承知しておりますが、やはり気持ちの問題といったらちょっと言い方が、語弊があるかもしれません、見えるところで手を合わせていただければというふうに思ってございます。

あと、じゃあ全く何もしないのかということでございますが、それは当然ながら利用状況を見ながら、必要があれば対応していくと。これは祈念公園に限らず、道路等におきましても同様かと考えてございます。

それとあと、保呂毛橋の話、付け根の話でございますが、確かにすみません、私は前の議会答弁等を承知していないところがございますが、当然ながらそういういた可能なところ、全くやらないと言っているわけではなくて、そういういた諸問題等々が解決できて、それと財源等が確保できれば、そういういた不便な箇所については、保呂毛橋に限らず順次利便性の高い道路にしていきたいとふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、今現在、何億何千万というお金が震災復興、そしてコロナ問題、そして合併のときからそういういた多額のお金が来て、町の新しい事業、町の復興のためにいっぱい使われています。そういう中で、あの道路の基礎の部分を撤去、それに一体幾らかかるんでしょうか。そして保呂毛の上下地区の人たちは、あの土地に関わる地域住民の方から了解を得て、土地に関しては提供してもいいんだという、そういういた確約ももらって、何か道路を整備してほしいというような要望を持っています。そういういたところをしっかりと

踏んで、町のほうでも地域住民の環境対策、安全安心、それを声高に言うんでしたらば、あの地区何も問題ないうちに、そんな何千万もかかる工事じゃないと思うんです、道路の拡張は。だからそういう面に本気で取り組むかどうか、取り組んでいるのかどうか。その辺が私にはよく見えません。この辺は、今年中にやれというわけじゃないです。取りあえずそういった計画も地域にとっては必要だということを踏まえて、町では対策を講じていただきたいと思います。

あと、祈念公園なんですが、まだまだ外構部分でいろいろ整備が進んでいる中で、私の提案ですが、車椅子をあそこに設置したらどうでしょうか。置き場を設置して、そして、高齢者が上まで歩いていくのは絶対無理です。階段を使うのも絶対無理です。そういう中で、家族みんなと行ったらば、孫さんたちが車椅子を置いて築山頂上まで私は行ける環境も、町としてはつくるべきだと。

課長が今、手を合わせる場所だと、そこを見て手を合わせる場所だと。その見える場所まで行けないというのが今の祈念公園の現状だと思います。そして、さんさん商店街から中橋を渡っていくんだというような方向でしょうが、今後、あそこには伝承館もできます。環境は確かにできますが、皆が皆、あの中橋を通って祈念公園に行くわけでは私はないと思います。車で入谷地区から来て駐車場に止めて、じゃあそこに足を踏みしめてどういった状況に町の祈念公園ができたか見たいと、そういう強い要望もやっぱり町民の方にはあります。そして、子供さん、そして親を亡くした人たちが手を合わせる場所と町長は言っています。そして、感謝もする場所だと言っています。ただ、そういう面を含めれば、そういう住民が行きたいという場所の整備を町は本気でやっぱりやるべきだと私は思いますが、最後にその2つ、何とか。そんなにむちゃな要望じゃないと思うんです。何千万も、億もかかる仕事じゃないですので、その辺は町に取り組んでいただきたいと思いますが、その辺、もう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 保呂毛橋周辺の件につきましては、すみません、私の認識不足のところもあったかと思いますが、これにつきましては今までの経緯、経過等々を確認しつつ、できるものなら早急な対応をしてまいりたいと思います。

あと、祈念公園のほうの車椅子の置き場を設置して、車椅子を誰でも使えるようにという御提案でございますが、それにつきましても、この場でできるできないという判断は、即答はできませんが、車椅子を置く限りにおきましては、その車椅子が常時問題なく使える車椅子

なのかなというような問題等もございますので、その辺も加味しながら今後検討の要因の一つとさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。何点かお伺いいたします。

まずもって2ページの最下段です。志津川米広地内の道路工事、河川災害復旧工事ですけれども、ここは7月から9月28日までの工期となっています。当然お盆を挟むわけなんですが、お盆は業者間もお休みだろうと思いますけれども、この護岸河川工事をするのに、生活用道路になっていますので、その辺影響がないのかどうか、その工事内容をお伺いいたします。

それから5ページ、上の山緑地等整備工事設計業務とあります。ここは保育所跡地の整備設計業務一式となっております。この設計はどのような内容なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、第1点目の米広線でございますが、こちらにつきましても確かにおっしゃるとおり9月工期ということでございまして、お盆の期間は当然業者さんも休業ということになろうかと思います。生活用道路としてメインの道路というのは、迂回路がなかなかないということもございますので、当然ながらその辺は通行確保しながら、一部時間帯で通行止めとかという場合もあるかとは思いますが、その辺は地区住民の方々、それとあと交通管理者である志津川警察署のほうと十分協議をした上で実施をしていくつもりでございます。

それと、2点目の上の山緑地の整備でございますが、基本的には今ある施設を、従前あった施設を更新するというのが主な工事内容でございまして、新たなものを作り替えるというような内容ではございません。以上でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 従前あった施設の更新と伺いましたけれども、それはどのような内容だったのか、その辺をお伺いします。

それから、ただいまの米広の関係ですけれども、町民の、住民の声をきちんと聞きながらその辺をやっていただきたいと思います。

それから、4ページ、先ほど抜けましたけれども、4ページの払川地内の入札の関係です。災害復旧ですね。これ、私は歌津の町民で恥ずかしいんですけども、林道何線と読むのか。

その払川地内の関係です。これは災害復旧なので、河川の関係も含まれていると思うんですけれども、これもお伺いします。

それから、一番下の石泉地内の道路3路線の関係ですけれども、以前から、これは災害復旧のときから工事関係車両が大分来て、落沢線なんですけれども、この落沢線が含まれているのかどうか。歌津の人たちは大概、ここは工事車両が出入りして壊されたということは皆さん御存じなんですね。災害復旧でやるには、今でないとできない。その傷んだ道路をこれからやるということは、できるのかできないのか。4,000億もの災害復旧費が出ていると思いますけれども、それを残すことなく、やはり壊れたものを復旧するという観点からも、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、落沢線がこれに含まれているのかどうなのか。落沢線の見通しもお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 米広線につきましては、議員おっしゃるとおり、十分確認をしつつ行わせていただきたいと思います。

それと、上の山緑地の内容でございますが、すみません、基本的には元あった施設の更新というお話をしましたが、旧志津川保育所跡地につきましては駐車場ということで舗装の整備をさせていただく予定でございます。そのほか、上の山緑地につきましては、ネットフェンスの撤去、新設。それとあと、インターロッキング舗装の撤去、新設。あと、ベンチの撤去、新設等。あと、あずまやにつきましても撤去、新設ということでございまして、基本的には既設の設備の更新ということでございます。

3点目でございますが、4ページの林道臼転（ウスコロバシ）線と申します。これは払川の奥のほうでございます。多分、ちょっと場所というのも、すみません、口頭でなかなか説明し切れない部分がありますので、場所については控えさせていただければと思います。

それと、落沢線、林道石泉線外ということで、こちらはすみません、工事ではなくて設計の業務となってございます。それで、災害復旧工事ということでございまして、石泉線外という名称にはなってございますが、路線としますと8路線ほど入ってございます。石泉線のほか、林道小屋の沢線、樋の口、あとは蛇王線等々が入ってございまして、災害復旧の箇所数としますと8か所の設計業務ということでございます。この中には、今おっしゃられました落沢線は含まれていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 後ろからいきます。保育園跡地は、ただいま2回目の答弁では具体的なお

話が出ていました。最初の答弁と違って、大分整備されるようです。あの公園のフェンスの張り替えなどもやるようですがけれども、今後10月までなっています。保育所の跡地は測量、設計ですね。設計業務になっていますようですがけれども、保育所跡地はただいまの答弁ですと舗装になると。フェンスの張り替えで、あそこにさんさん商店街側の駐車場から上がる階段、そういうのは今ちょっとあそこにあったのかなかったのか思い出してみると見えないですけれども、あそこに上がる階段などはこの設計に含まれているのか。ぐるっとやはり道路を回って、旧保育所なりの道路に上がっていかのか、階段等が設置なるのか。もし私の見落としであれば、さんさん商店街側から、国道からの階段がついているのか、今後の設計にそれが含まれるのか、その辺をお伺いいたします。

それから、落沢線の関係なんですが、来年の3月で復興予算が終わりになりますけれども、この落沢線は誰が見てもやはりダンプが、工事の車両で壊れた認識を歌津の人たちはしております。そういう中で、今後の見通しとして、それは災害復旧でやれるのか、やらないのか。その辺、最後にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 上の山緑地につきましては、最初の答弁と違っているんじゃないかなというお話をございますが、全く変わっているとは考えてございません。既存の施設の更新ということでございますので、間違いではないと思います。ただ、抜け落ちていたのは、保育所のほうの舗装をしますという説明がちょっと抜け落ちていた部分につきましては、御了承いただければと思います。

それと、階段というお話をございましたが、階段の予定はございません。

それと、落沢線の関係でございますが、落沢線は災害復旧ということでございますが、災害復旧の対象とはなりません。ただ、確かに傷んでいるというのは私も承知をしてございますので、今後、維持管理等を含めまして、落沢線に限らずこれはほかの地区でも同様のところがあろうかと思いますが、それにつきましては適宜補修なり更新ということで、逐次進めまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） 書面にて提出されました工事関係の行政報告を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

る条例制定について

○議長（三浦清人君）　日程第5、議案第79号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第79号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当として防疫作業手当を支給することとしたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　議案第79号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

議案参考資料の6ページを御覧願います。

2の本条例の改正の趣旨から申し上げます。国の人事院規則の改正に準じて、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に対し防疫作業手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要でありますが、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者を、この場合患者等と定義した上で、支給対象とする防疫作業の内容は、患者等に接して行う診療及び看護、それから患者等に係る検体採取及び検査、それから患者等の移送、その他町長がこれに準ずると認める作業となっております。

手当の額につきましては、1日につき3,000円とし、患者等の身体に接触して、または患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は4,000円とするものであります。

なお、適用は令和2年3月1日からとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君）　ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時5分　休憩

午後　1時07分　再開

○議長（三浦清人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

11番星喜美男君、14番後藤清喜君より退席の申出があり、これを許可しております。

議案第79号について、担当課長による細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）では、参考資料の6ページですが、3番の改正の概要ということで改正内容が書かれております。その（1）防疫作業の内容、患者等に接して行う診療及び看護、患者等に係る検体採取及び検査とあります。この検体採取及び検査、これも行うということでおよろしいんでしょうか。というのは、昨日の気仙沼市での陽性者の事例で、濃厚接触者が、まだ昨日の時点なんですけれども同居家族も含め現在調査中ということで、職場での濃厚接触者もまだこの時点では判明していないということで、いわゆる4つの学校で濃厚接触者がいる可能性が排除できないと思います。そういう場合、PCR検査を南三陸町の町内でも行う体制に改正されるのかどうか。そう捉えていいのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君）それでは、お答えいたします。

この防疫作業の内容というのは、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、人事院の規則等の改正内容に準じて改正したことでございまして、この全てを行うという想定をして改正するものではないということでございまして、この中で診察だったり、看護だったりという部分等は発生し得るということでございますが、具体的に検査までは、そういう体制にはうちの病院はありませんので、その辺は関係してこないというようなことで、ここの中の一つの項目等に該当する場合、この手当の対象になっていくんだろうという解釈でございます。

○議長（三浦清人君）濃厚接触の関係は誰から。分かっている人はいないの。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君）濃厚接触者の有無ということについてでございますれば、現在まだ保健所においてその追跡調査を行っているものと認識しております。

○議長（三浦清人君）倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）じゃあここからは仮定の話になりますけれども、もしも濃厚接触者が町内で確認されるという場合は、指定の病院のほうに行っていただくと。南三陸町じゃなくて、町外の指定の病院で検査を受けていただき、それで必要であれば隔離をしてもらうという手順になるということでおよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君）南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君）病院といたしましては、検査はできませんけれども、県の要請があった場合、検体の採取等には協力できる体制を取ってございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じゃあ採取はする。検査は検体を送って町外で検査をすると。それで陽性が確認された場合は町外の指定の病院に行っていただく、そういう手順になるということです、分かりました。以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけ質問します。

6月の定例会でコロナ感染について一般質問したときに、特別外来の町の設置、これは本当に有効だと私は思いました。そのときに病院事務長の答えでは、特別外来のほうに、記憶では20人ぐらい来館者がいたんだけれども何の問題もなかったというような話を言われたように聞いています。そして、今回人事院勧告の中で、病院の体制ということで、こういった賃金が発生するという内容だと思うんですけども、今事務長が話していましたが、取りあえずこれからは検体採取も、保健所とか、そういった委託があればするんだというような内容かなと思うんですが、以前に質問したときに、町にはPCRの検査キットがないんだと。そして、今後はそういうコロナ感染者対応としてキット、その辺も病院の中で準備するつもりなのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 議員おっしゃるとおりございまして、キットは基本的には県が所有しているものですから、それを提供していただいて協力するという形にはなると思います。

それから、発熱外来等の状況は、前に申し上げました20名程度から数名、五、六名増えているような状況で、7月末で全体として二十五、六名ぐらいになっているということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もコロナ感染症、早期の終息を願っていますが、今の全国的な発生状況を見るとなかなか近々には終息しないような状況の中で、町としてもいざというときの対応ということで、やっぱりいろんなできることをできる限り講ずると。そして、資金面も国のほうから第2次で今回ありましたけれども、第3次、そういった中で、こういった感染者対策として、町はいろんな手段を講じていくべきだと思います。一般質問の中で、抗原検査も含め、PCRの検査も聞いたんですが、町のほうではとにかくやらないで保健所に連絡して、あとは保健所の指導を仰いで感染対策の病院に連れて行くんだというような状況ですけ

れども、今後蔓延してくるような状況を考えれば、その辺を町でもある程度の対応はできるような形での取組というのは、私は必要だと思います。町長、この辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 転ばぬ先のつえといいますか、そういう体制というのは考えなければいけないと思いますが、いずれこれは県の保健所を含めて、そういった対応の中での連携というものが非常に重要で、これが第一歩になりますので、その辺のまずは連携体制をしっかりと取っていくということが大事だらうと思います。いずれ町としても、そういった問題が起きる前に、できることの対応は取らざるを得ないだらうと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今日の報道でも、町長の町村会の発言として出ていましたが、財源的になかなか苦しいと。そういった中で、国からの支援、そして今回の補正にもありますが、7,000万円の財政調整基金、回すんだと。そういった中でも、まだまだいざというときの財源が乏しいので、その辺は町村会の会長でもありますし、宮城県の町村会を代表して、やっぱりもっとしっかりと予算をつけていただく。これはやっぱり町長の会長としての責務がそこにあると思いますので、今後とも南三陸町、町村会のために尽力いただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

前者に引き続きまして、コロナは、気仙沼管内で起きたということは非常に危惧される問題でありますので、やはり一刻を争うような事態になりかねませんので、早急に保健所さんと協議して、当病院でもPCR検査などができるような体制を持っていくべきだと思いますので、ぜひここは間髪を入れないで協議していただきたいと思います。

それから、4項の内訳、これは国のほうのひな形を準拠したものと解しますけれども、4番目の「前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円（患者等の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4千円）とする」というところなんですけれども、作業に従事した日1日につきというのは、これは8時間と解しますけれども、次に「長時間にわたり接して行う作業」と下の段にあるんですけれども、これは8時間以外の長時間を指しているのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ここで1日につきと言っているその1日は、あくまで手当の算定の意味です。したがいまして、1回の業務であっても、直接患者さんに接して診療や看護を行ったということであれば、その日はこの手当を支給させていただくということになりますし、それが継続的に長い時間、具体的な時間という設定の仕方ではありませんが、継続的に長時間勤務したというようなときには4,000円ということになる制度でございます。

実際にその従事する場合というのは、患者さんがお一人の場合は短時間1回の業務で済むわけですけれども、連続的に患者さんが来ているというようなときには、特定の看護師なり、その従事者が連続して従事いたしますので、そこで切り分けていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1人であれば1回で済むんですけども、今の答弁ですと、数人という数になってくると1日で済まない、何人にも対応しなければならないということで、長時間にわたるという言葉をここに書いてあるものと説明で分かりました。

そのほかに、上の3のほうで、コロナの患者またはその疑いのある者とあります。これは患者、疑いのある者と、後日検査結果で陽性になれば分かるんですけども、そうした場合も患者でなかった、陰性であったという人にも、これは手当を出すのか。その辺の解釈なんですかけども、これはどういうふうになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ここは発熱外来として、コロナ対策の診療体制をしいておりますので、結果的に陰性であったとしても、その時点では危険度の高い特殊な勤務という扱いをして、手当の対象としてまいります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず、先ほど前議員も聞いたんですけれども、患者並びに疑いのある者ということで、今回これが改正されるわけですけれども、そこで伺いたいのは、4番の3月1日から遡って適用になるみたいなんですが、そこで伺いたいのは、当町においてもしこの条例改正になった場合に、どれぐらいの予算というかお金が、今まで危険な思いをして携わった方たちに支払われるのか、大体分かる範囲内で伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 議員御指摘のとおり、疑い例は過去にございました。なので、国の規定に基づいて過去に遡るというようなことでございまして、具体的な数字は次

の議会の補正予算に計上する予定でしたが、実際、現在カウントしている従事者、1人当たりに何人も関わるという部分もございますので、190名ほどの積算を今しているところでございまして、今後の見込み等も含めて、次期議会に予算の提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、事務長より、約190名分ということで答弁があったんですけども、それは延べだと思うんですが、できれば3月から7月までの月別等お分かりでしたら、もう少し詳しく伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） すみません。答弁の修正をさせていただきます。見込みで190名でございました。大変失礼しました。3月から6月までで、今積算で59名ほどでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

月別には、今手元にはその積算資料がございませんので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、59名ということですので、大体予算、次の9月の補正には、59掛ける3,000円とか4,000円、その金額と見てよろしいのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 大変失礼しました。さきに申し上げました190名掛ける3,000円ないし4,000円ということで積算した数字を提案させていただければと、現段階では考えているところでございます。今後の見込みも合わせてということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第80号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第80号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道名足線外舗装補修工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案書3ページを御覧ください。

議案第80号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的でございます。令和2年度町道名足線外舗装補修工事でございます。

契約金額につきましては、1億5,400万円でございます。

契約の相手方でございますが、日建工業株式会社県北営業所でございます。

議案参考資料7ページを御覧ください。

工事の概要といたしまして、路上路盤再生工1万9,200平米を予定してございます。

それに伴う路線でございますが、町道名足線延長890メートル、町道中山線560メートル、町道白松線520メートル、町道堇の浜線940メートルでございます。

8ページのほうには、それら4路線の位置図を添付させていただいてございます。

9ページには、名足線の舗装修繕予定範囲を添付させていただいております。同様に、10ページには中山線、11ページには白松線、12ページには堇の浜線の施工範囲をお示しさせていただいてございます。

13ページには、工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

この内容で、歌津の名足線、中山線、白松線、堇の浜線の工事ですけれども、この中で白松線、520メートルの工事が入っております。実はこの路線で土曜日、町民の方から電話がありまして、私も現場に行ってみました。50センチメートルぐらいの、深みはそんなにないんで

すけれども、陥没したところで車がパンクしてちょっと車体にも傷つけたという連絡がありまして、次の日は日曜日だったので、月曜日に担当課のほうに連絡して、早急にまた再度そういうことのないようにと連絡したら、すぐにやっていただきました。本当にその件についてはスピーディーな処理をしていただいてありがとうございます。

そこで、一応町道管理なものですから、町民の方がそういった災害を被ったと、パンク並びに車体に傷をつけたということが事実あったわけなんですけれども、そのときは役場で掛けている保険等が適用になるのかどうか、その辺。今後、そこの路線に工事が入るわけですけれども、その辺、関連でお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　損害賠償。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　失礼いたしました。

道路の管理といいますか、町の所有する道路においてのそういういわゆる管理の不備に伴う損害賠償が発生した場合ということでは、町が加入している町村会の保険がございまして、全国町村会の保険制度の中で支弁していくということで備えてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　担当課のほうには個人名を出しておりませんけれども、今後、そういうふうな方向で検討していただきたいと思います。

それで、この工事です。工事が520メートルのエリアに入っていますので、すぐ措置をしてもらって、あとはそういう事故がないと思われますけれども、今後とも特段の御配慮を工事前にはやっていただきますように、担当課としてもよろしくお願いいいたします。

○議長（三浦清人君）　ほかに。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君）　担当課長から、建設課長から説明をいただきましたが、改めましてこの議案を配付していただいた際に、この参考資料ももちろん確認させていただきましたが、この位置図、8ページです。4路線の舗装工事が示されておりますが、私も地域の者として認識はしておりますものの、1、2、3の辺りですかね。あまりにも小さ過ぎて方向音痴になりました。町道名足線から、2の中山線。距離数も示されました。どの辺りまで舗装されるのか、もう一度この詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　では、詳細の説明をさせていただきます。

まず、9ページをお開きいただきたいと思います。名足線でございます。図面向かって右側、これは45号線のタッチの部分でございます。左側ですね、申し訳ございません。右側、終点

部でございますが、ちょうど共同生コンさんがございまして、共同生コンさんを過ぎましたカーブに入って若干直線区間が入ってございますが、その区間を名足線については予定をしてございます。

続きまして、10ページ、中山線でございます。中山線につきましては、町道名足線のタッチ、左側ですが、そこから農道の田中山線周辺までを予定してございます。

続きまして、11ページ、白松線でございます。白松線につきましては、右側の白抜きの道路が町道名足線となってございます。町道名足線から左側、ちょうど白松線の中間付近に待避所がございます。その待避所付近までを予定してございます。

12ページ、町道葦の浜線でございます。左側、45号線を起点といたしまして、葦の浜方面に入りまして、農道葦の浜線付近までを施工の予定区間としてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 改めて確認し、説明していただきましたが、実は南三陸町の例えて言うならば戸倉地区とか、これまで道路の工事の説明等を受けてまいりました。南三陸町となりまして、志津川地区、歌津地区かわらず、広く認識を持たなければならぬのではないかということでお伺いをしました。これからますます視野を広めて、この認識を深めていかなければならぬ、議会議員としての認識の参考にということで、併せてお伺いをしたわけであります。

そこで、この位置図の端に、町道名足線ということで、もう一方これを兼ねて、関連になりますがお伺いしたい路線がございます。といいますのは、何度か議場にて質問をしてまいりました名足小学校線、出入口になるんでしょうか。舗装拡幅工事をして一部舗装になっておりますが、名足小学校の避難路から名足漁協の支所に当たる点までの路線は、今後どのように進めいかれるのか。この機会を得てお伺いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の工事につきましては、防災集団移転促進事業ということで、交付金事業におきまして、防災集団移転事業での土砂搬出等々で通りました路線のうち、亀裂等が発生していて重篤な状況に陥っている路線が対象ということでございまして、今、お話をございました名足小学校線については、そういった作業を行っていないということで、今回の対象には入ってはございませんが、小学校の避難路に位置づけというようなお話をございますので、今後、状況等を確認させていただきながら、適宜、児童生徒方の避難等に危険のないように対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回の工事なんですけれども、工事期間が来年の3月25日までということで示されたわけですけれども、この4路線、道路ができるから、その後に復興工事及び防潮堤の工事でダンプが通る可能性というのがゼロに近いのか、それともある程度通るのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、今後3月までやっている間、あとは早い箇所ですとその前に終わるというところでございますが、工事用車両が全く通行しないというのは、確かにございません。工事用車両は通行いたしますが、一時期のように町内にダンプが数百台という状況ではございませんので、ほぼほぼ通常の大型車両等の通行量に近くなってきてるものと考えてございますので、今後、そういった工事車両が通行いたしますが、それに関しましてまた亀裂等が発生するというようなことは、想定はしてございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それで、先ほど前議員の質問にもあったんですけれども、生コンの工場があるんですけども、そこは現在稼働しているのか、どれぐらいなのか。それとも、使い終わって撤去なのか。その点、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 名足線の沿線にあります共同生コンさんにつきましては、現在も稼働してございます。今後いつまで稼働するかというのは、ちょっと今、私のほうではお答えができないということで、現在は稼働しているということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあまだその生コンが稼働しているということは、今後、やだぎりまた使うという事態にはならないのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

それで、今回この工事が終わって、当然できたところから新しくなるんでしょうけれども、今後また傷んだ場合はどうなるのか、その点だけ確認させていただいて終わりにします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 生コン周辺につきましては、確かに多いときですと数十台という生コン車が通ろうかと思いますが、一応舗装のほうの構成をいたしまして、L交通ということで、大型車両が1日100台程度通っても大丈夫というような舗装構成となってございますので、

現在の稼働状況であれば問題はないのかなというふうに考えてございます。

それと、今後また修繕が必要になった場合ということでございますが、今後につきましては、何か大きな対象工事等々あるということであれば、その所管しています関係機関との協議であつたりで直せる場合もございますでしょうし、あと一般的な維持修繕ということになりますと、当然ながら建設課のほうで、町のほうで適宜修繕をしていくことになろうかと思います。以上でございます。

○議長（三浦清人君）ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君）4路線一括入札であります、各路線の工事費もし分かれればお聞かせ願いたいと思います。

それから、今、防集事業で出た搬入等々に使われた道路という説明であります、8ページの位置図の名足線及び中山線、白松線、この先も傷んでいるわけですが、この先の改良計画、整備計画というのはどのようなものを考えておられるのか。

○議長（三浦清人君）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）今回の路線につきましては、平成29年度に舗装補修の修繕工事の業務委託ということで、重篤な状況にある損傷箇所につきまして調査を行った結果、亀の甲状の亀裂が入っている路線について交付金事業で対象となるということで計上してございまして、確かにこの対象路線外であっても多少そういった場所が見受けられることがありますが、それにつきましては適宜修繕等を行っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君）課長、各路線の工事費。

○建設課長（及川幸弘君）大変失礼いたしました。正確に算出はしてございませんが、議案参考資料の7ページに、延長、幅員等かけてございます。すみません、即答はできないんですが、面積割りをしていただいて、その面積割りのパーセンテージをほぼほぼ契約金額に掛けさせていただくと工事費になろうかと思います。

○議長（三浦清人君）いや課長、それを分からぬといけないんだ。

では、休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（三浦清人君）再開いたします。

建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変失礼いたしました。

町道名足線が約5,700万円、町道中山線が約2,300万円、白松線が約2,900万円、葦の浜線が約4,500万円。合わせまして、1億5,400万円というような内訳となります。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 面倒かけました。大変詳細分かりました。

先ほど、今回の工事の先で傷んでいるところは、これから適時にやっていくというようなことでありましたけれども、以前、復興事業で傷んだ道路は交付金でやるんだというような説明もあったんですが、そのような今後の整備はどのようになっているんですか。改良していく場合に。適時にやっていくということは、それは独自の予算でやっていくのか、あるいは国から来る予算でやっていくのか。それがいつ頃になるのか。その辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の路線につきましては、防集事業におきましてダンプ等が通ったことによって亀甲状のひび割れが起きた路線をメインとして、復興庁の御許可をいただいとて、予算をつけていただいて執行するということでございまして、そのほかの路線につきましては、町道名足線に限らず、経年劣化等々で傷んでおるところがございますので、今、明確にどの路線をいつ、何の事業でというのは、この場では明言できませんが、ですのでアバウトな表現で大変恐縮ではございますが、適宜、先ほども車両等の事故、その他ないように管理をしていきたいということでございますので、御了解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 町長、この前も質問したんだけれども、中央要望した際に、復興事業で傷んだ道路を直すのは来年度だよと言われた話を聞いた経緯があるんです。そうすると、もうその時期になっているわけですよね。それはどのような流れになっているんでしょうかということです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 以前、そういう答弁をさせていただきましたが、まさしくこの事業がそういういた事業ということになります。したがいまして、これまで復興事業で道路が傷んだ部分については、該当になったのはこの4か所になりますので、これで終了ということに基本的にはなります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、この先、これからも、復興事業はまだ終わっていない部分も多々あるわけです。これからどんどんとまた、今までほど車両は多くないものにしても、今まで使ったものをさらにこれからも使っていくとなってくると、傷む可能性が大ありますよ。その際に整備をする予算がないというようなことになるんですか、そうすると。これはやっぱりどうなるんですか。待って。もう一回、追加するようになるから。

それと、課長、町道を整備する際に、町道に覆いかぶさっている木がいっぱいあるんですよ。車はそれに当たりたくないものだからよけて歩くと、事故のもとになるんです。多々そういうものが見受けられているんです。ですから、整備する際にそういうところがあれば、その木も伐採するということも一举にやったほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。その辺含めて。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 考え方を少し整理してお願いしたいんですが、基本的にこの交付金事業でやれる範囲は、復興事業で傷んだ道路ということでございます。そうでない、いわゆる経年劣化等を含めてそういう傷んだ道路については、復興交付金事業の該当にはならないということです。ですから、今回のこの4路線のほかにも、私自身も想定した部分があったんですが、残念ながらそちらは該当しないということです。要するに、復興事業で傷んだ道路ではないと、経年だということでございますので、基本的には今回の復興交付金を使っての事業についてはこれで最後。したがって、以前からお話ししていますように、この事業については最後、いわゆる本当に最後のせっぱ詰まった時期に発注をするというお話をしておりましたように、ほぼせっぱ詰まった時期にこれを発注するということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） あと、2点目でございますが、今回の舗装に併せて、道路のほうに覆いかぶさった木も一緒に伐採したらいんじやないかという御意見でございますが、本事業ではそこまで認められございません。あくまで舗装の復旧ということでございます。

それと、覆いかぶさっている木でございますが、原則といたしまして、やはり所有者の方々がいらっしゃいますので、そういう危険を及ぼす可能性があるものについては、適宜、木の所有者さんの方にお願いをしていくと。ただし、どう見ても危険だという場合については、町のほうで地権者さんの了解を取って伐採する場合もございますが、今回の事業でその伐採まではできないのが現状でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第81号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度消防団用防火衣一式購入業務における財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第81号財産の取得についての細部説明をいたします。

議案関係参考資料の14ページを御覧願います。

業務名は、令和2年度消防団用防火衣一式購入業務でございます。

本案については、本町消防団に対し、消防活動に必要とする防火衣を配備するための財産の取得についてお諮りするものであります。これまでの消防団におきましては、延焼が拡大した場合の消火活動では、火点に接近しての放水する際の防火衣の整備が求められてきてございました。今回、この防火衣を整備いたしまして、消火活動での安全確保と消防団の機動力向上を図るものであります。

防火衣は、15ページの写真のとおりで、頭にかぶる防火帽、ヘルメットにしころのついたものと、紺の上着、シルバーのズボン、防火用長靴のセットで、いずれも不燃素材でできております。購入着数は129着、本町のポンプ車1台ごとに3着ずつ配備いたしまして、全町で43

台分を配備するものであります。

14ページに戻りまして、入札参加事業者は7者、入札の結果、古川ポンプに落札いたしました。落札額は847万5,300円、納入場所は役場、納期は令和2年12月25日であります。

16ページに、仮契約書を添付しておりますので御参照いただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、ポンプ車1台につき3着ということなんですかけれども、この参考資料15ページから見ると随分かっこいい服なんですが、それで伺いたいのは、服のサイズはフリーサイズなのか、もしくは事前に、筒先とか、その補助をする人たちの人員の確認を行って、各分団ごとの今回の購入になったのか、伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） サイズにつきましては、団員の中の誰が着るのかも分からないということもありますので、フリーサイズの大きめのもので対応していくような格好になろうと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今後、3着のみならず、もっと増やしていく予定があるのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 基本、まずはこの3着で活動を実践してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 写真を見ますと、手の部分が露出されているのと、顔の部分も露出されていますが、手袋とかあるいは顔面、頭部を守るもの、そういうものは必要ないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 頭部につきましては、しころという肩に下がっている部分がありまして、顔面自体を覆うということになると、また視界を狭めることがありますので、基本はこの形でということになろうかと思います。手袋については、既に購入しているもの

もありますので、過去に購入して配付しているもので活動は実践できるというふうに思って
おります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点だけお伺いいたします。

この入札結果を見ますと、古川ポンプさんになっております。古川ポンプさんは、車もほとんどこの業者でやっております。談合がないと思われますけれども、気仙沼市さんのほかの様子を分かっているのであれば、どこが取っているのかということを御存じであれば、その辺お伺いいたします。隣接町村。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 他の自治体でのそれぞれの受注業者については、承知してございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第82号 財産の取得について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第82号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町教育用タブレット端末導入及び通信サービス利用業務における財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

参考資料につきましては、17ページをお開きいただきたいと思います。

業務の概要は、児童生徒がオンラインで学習する教育用のタブレット端末、備品購入でございます。タブレットは700台、附属品としてキーボードとハードケースを700台ずつ、また充電機能のある保管庫、これを29台導入いたします。

入札方法は、制限付一般競争入札。入札日は、令和2年7月21日。参加業者は、株式会社NTTドコモ東北支社。落札額でございますが、9,700万円。うち、財産の取得分につきましては3,883万5,820円でございます。ここが本日議決を求める部分で、ほぼこれはタブレットの代金になります。後ほどもう少し説明いたします。

最後、10番、納入期限が1期と2期に分かれておりますが、その理由ですけれども、当初から予想されていました端末不足のために、一気に700台を調達することが難しいということから、まず8月中旬に中学校3年生分、それと教員の分を含めて128台を第1期として入れたいと。第2期で、中学校2年生から小学校3年生まで、572台になるんですけれども、これを9月末までに入れたい、そういう考え方でございます。

いま一度、議案5ページにお戻りいただきたいと思います。

議案の4、契約金額等と書いてありますが、契約額と財産の取得額を2段で併記しております。本議案は、財産の取得分、税抜きですと3,880万円になります、これについて議決を求めるものでありますけれども、今回の入札では財産だけではなくて、それに必要な通信料なども含めて入札をしておりすることから、ほかの参考資料などと見比べたときに数字が混同しないよう、整合を図ったものでございます。

18ページは、仮契約書を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、細部説明といたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） まず、このタブレットなんですけれども、生徒児童に渡ると、教員の方々にも渡るということなんですけれども、タブレットは持ち運びなんかができるわけですけれども、例えば自宅を持って帰るとか、そういったことはしてもいいものなのかどうかです。あくまでも学校内で利用するものなのか、そのあたりのルールがあるのかどうかお聞きしたいのが一つ。

あとは、通信料は結構高いなと思えるんですけども、参考資料の19ページ目に業務内訳明細書というのがあって、例えば一番下、2020年10月以降で5,600万円。これは1か月の通信料

というふうに私は思うんですが、ということは年間にしますと6億を超えるあるいは7億ぐらいになるということで、ちょっとこのあたり財源がどうなるのか、交付金がちゃんといただけるものなのかどうか、そのあたりを心配するわけなんですねけれども、そのあたり財源はどうになるのかお聞きしたく思います。

それとあの、この通信料ですけれども、例えば学校内で使うのであればWi-Fiとかを設置してWi-Fi環境を整えた上でやるんでしょうが、タブレットであれば電話番号が付与されて、Wi-Fi環境がなくても利用できるタイプがあります。そういうものを想定しているのか、電話番号がないタイプでいくのか。電話番号があれば、災害時とかにも利用できるというメリットもあるかと思います。そのあたり、通信料というのはどういう設定で考えているのか、それとその財源がどうなるのかをお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 大きく3点だと思います。

あくまでタブレットは学校で使うというところを基本としております。ただ、オンライン学習という時代に間違いなく入っていくわけですので、あとは学校の考え方で、自宅に持ち帰ってオンライン学習をする、そういう形になろうかと思います。管理は各校長先生にお願いをしていると。

それから、通信料ですが、19ページの内訳書の13番に通信料月5ギガバイトで700回線の単価900円と書いてありますが、月額900円掛ける700台掛ける、これは月割りがあるのでぴったり5年ではないんですけども、5年弱ぐらいの計算でいくと大体3,400万円ぐらい5年でかかると。それから、もちろんこれは単費になると思います。

3つ目が、Wi-Fiの関係でございますが、お見込みのとおりでございまして、外で使うということから、携帯電話と同じようなLTE回線を使ったほうが利便が高いだろうと。ただし、電話番号、電話機能は付与しないことといたしました。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

議案第82号の質疑を続行いたします。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 通信料のことでちょっと私、誤解しておりました。失礼いたしました。

54か月分ということでした。

答弁いただいた中で、このタブレットはそれぞれ生徒児童が自宅に持つて帰ってもいいということで、予習、復習に利用もいただけるでしょうし、今回コロナで小中学校が今日から休業ということですので、こういったケースですね。次に第3波、第4波が来るかもしれませんけれども、そういった場合にも、実際家庭でも学習いただけるということであればいいのかなというふうには思います。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、家庭に持つて帰った場合、それなりにいろんなアプリがダウンロードできるかと思うんですけれども、そういった私的利用というか、勉強とはちょっと離れたところでの利用もあり得るんではないかと思うんですが、それに対して何か対策が取られているのかどうか、その辺をお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 不正なアクセスへの利用とかというところだと思いますが、19ページ参考資料の内訳表、細々しておりますが、12番ウェブフィルタリング、私も教えられたばかりなのであれなんですけれども、ネットワークにアクセスしたくてもそれに制限をかけるということだそうです。中学生あたりになると、スマホとかパソコンは非常に得意になってくるので、そういったソフトをまず入れ込んでアクセス制限をするというような考え方も持っております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） そのあたりも学校のほうにも周知徹底いただければと思います。

それで、タブレットをそれぞれ生徒児童に渡されて、卒業していくときに返却しないといけないと思うんですが、そのあたりどうなんですか。学校のほうでしっかり管理していただくということでよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 以前にもお話ししたかと思いますが、このタブレットは約10年ぐらいの耐用年数と伺っております。そうしますと、小学校1年生から中3まで使ったとすると9年間。じゃあ最後の残った1年、志津川高校に行ったらばそのままあげてもいいんじゃないのみたいな、事務レベルの検討ではそういうことはしております。ただ、今年の中3、あと半年やそこらしか使えない状況でどうするんですかというところにつきましては、あくまで学校備品という形で取得をさせていただきますので、管理規程の中にそういったところを盛り込んでいきたいと思っております。いずれどこかの時点では、児童数も減少に転じる

わけですので、どこかでそういう発想とかは必要になるときが来るかとは思います。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですかけれども、今回700台を備品として購入ということなんですかとも、そこで伺いたいのは、先ほど課長答弁があったように、今後生徒数の増減というか、その見込みというのは、多分今の時点でも分かっているはずだと思います。そういったところにおいての今回の5年の契約という提案なんですが、そのところ、もし増える場合は追加でしようけれども、減った場合の対応、そこをどのように考えているのか、まず第1点。

第2点目としましては、今回提案の課長の説明でもあったように、財産の取得ということです3,800万円。今回のこの議案ですと約1億なんですが、そのほかの6,200万円分のソフト面というか、運営、使いこなすまでの予算なんですが、本来これを一緒じゃなく別に提案するべきというか、そういう事案だと思うんですけれども、今回一緒に提案で、法的にというか、何も問題がないのか、そのところを確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） これから子供の数が減少に転じるというところは、当然数値としては持ってございますが、今回、5年契約。一つの区切りの区間として入札をしていただくに当たっては、やっぱりその5年、3年という区切りの単価で入れていただこうということになったものです。当然、單年、單年でやるよりは、相当基本回線使用料が安くなっています。

それから、財産の関係、差し引きますと六千何がしの金額については、先ほども議案の説明で申し上げました。本来お諮りするべき本体の取得の部分4,000万円だけを書けばいいんですけれども、議案関係参考資料が3枚あります。3枚に、みんな1億何がしというふうな数字が載っておりますので、議案の本体と参考資料とを見比べたときに整合が図られるようにと、そういうつくり方をしてございます。これは議案調整をするときに総務と議会事務局のほうで事前調整をしていただいたものでございますので、申し添えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、財産取得の物品でなく、何も使用料まで上げたのはどういうことかということです。一括でやったのはどうしてか。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今回の場合、分けることも一案としてはあったんですけれども、その運用の部分と一元的に使うことが一番大事になっておりますので、発注方法とすれば、その後の利用形態をしっかりと担保するということで、そういった考え方から一元的な発注を選

んでいるというふうに判断をしたということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、確認させていただきますと、5年後に児童生徒数は大体どれぐらいの推移を見込んでいるのか、まず伺っておきたいと思います。

あと、もし減るようでしたら、その差の分の台数がどれぐらい出るのか分かりませんけれども、それをただ学校に眠らせておくと言ったらおかしいですけれども、利活用。導入する先からこういう話も縁起がいいというか悪いんでしょうけれども、ただ導入する限りは1億使うお金ですので、より有効に活用するためには、そういった部分もある程度見越しておかなければ駄目だと思います。そこで伺っておきます。

あと、第2点目のハード4,000万円と約6,000万円の上程の仕方なんですけれども、先ほど課長答弁があったように、この運営、運用の分も一緒に上程したということは、例えばハード面だけで入札して、あとソフト面を別に入札する、そういう方法は取れなかつたのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 5年後は大体650人ぐらいでございます。当然、端末は余るというのもちょっとおかしいんですけども、例えばはまゆり教室とか、様々な使い方があると思います。生涯学習的なところとか。そういう有効活用をしていくというところで、これは年次ごとに検討せざるを得ないのかなと思っております。

それから、議案のつくり込み、あるいは上程の仕方というところで、我々も財産取得分だけを1回目は資料として書いたんですけども、やはり入札全体像が分かるようにしたほうがよいのではないかというところで、この議案書にあるとおり1億何がしと、それからうち財産分4,270万円という2段書きにさせていただきました。うち財産分の4,270万円について議決を賜りたいと。それで、六千万何がしの部分については、おっしゃるようにソフトの通信料が中心になるので、毎年度の予算の中でやっていくと。ですから、札入れをお願いしたのは、この業務全体に対して入札をお願いしたと、そういうことになります。町は入札の公告をつくるときも、そのようなつくり方をしてございますので、決して議案のつくり方としては間違っているものではないと思っております。

○議長（三浦清人君） 理解できましたか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、大体5年後には50人ぐらい減る。その後、今、子育て支援等で増える可能性もあるんでしょうけれども、現在のままでいくと650人ぐらいになるということ

で分かりました。それを今後活用していく上で、はまゆりさん、その他いろいろ。もうちょっと幅広というか、前広に検討、課をまたいでの活用とかは考えられるのか。それとも、教育関係で財産を取得したのでそちらで使っていくという、そういう考え方なのか、伺っておきたいと思います。

あと、今回の上程なんですけれども、やはりハードと運営、運用、これを別々に入札する考えはなかったのか。もともとどこかのメーカー1者を選定して、それに伴うソフトの分も一括して決めたわけなんですけれども、そのところ、どうも財産の分と運用の部分、今後運営していく上で支障はないのか。例えば、ソフトの面だと5年契約なので、今後毎年というか、ある程度の年をもって、減った分とか、いろんな精査をしていけるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほどもお答えしましたとおり、コンピューターの場合、家電製品と違って、物を買えばユーザーがその使い方全部をこなすというようなことができませんので、このコンピューターに備わったソフトまで含めて、運用の面までしっかりと有効にこの機械を使うために、ソフトとハードを一元的な契約をするという選択をしたということで、おっしゃるとおり別々の契約ができないかといえば、それは手法としては可能ですけれども、それはむしろ効果が低いという判断をさせていただいたということで、よろしいでしょうか。何度も言いますが、そのソフトの部分というやつまでしっかりとやっぱりサポートしてもらわないと効果が出ませんので、そういったことです。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 将来の使い方については、まずその時点、時点で考えていくしかないというふうに思っております。現時点で先々をぴったり見据えて考えるということは、ちょっと難しいかと思います。

それから、総務課長が話したとおりです。本体と、要ははっきり言えば電話料ですね、通信料。これを別々に入札する何物があるんでしょうかと。携帯電話を買いにどこどこショップに行ったときに、本体だけ買って通信料を契約しないんでしょうか。結局、町がLTEを選んだということは、携帯電話の大きいのを買ったようなものになりますから、それを使うにはどうしても基本回線料も一緒に入札をして事業規模を決めたいということで、何度も言っていますように、議決をお願いしたいのは、うち財産の取得分だけであります、業務の全体をお示しするという部分でこのような書き方をしたところでございますので、お願ひいた

します。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の今の説明で大体分かりましたけれども、別々の入札といった場合に、では町としては最初からアップルさんを使う、そういう予定だったのか、事前に別のメーカーのとかもいろいろ協議、検討したのか。その部分で、ハードの面の入札というのは必要だったんじゃないかと思いますけれども。最初からアップルを使うと分かっていて、こういった状況になるんでしたら分かるんですけども、そこがやはりいまいち分からぬ部分だったので。

あともう1点。今回の1期分で8月31日に納期ということで、2期分が9月30日。実際、児童とか生徒さんが使えるのはいつ頃なのか。在宅、その他。その部分だけ確認させていただいて終わりといたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） アップルというか、i Padを使うと、i Padを買いますというところです。そこから始まっていますから、そこは御理解いただくしかないかなと。

それから、LTE回線を使うということは、さっきも言ったように携帯電話を使うのと同じなので、町内に携帯電話の基地局というか電波を流している業者さんにお願いをしています。ですから、入札に応じる意欲があれば、それはどの会社でも、どの回線でも、それもよかつたんじゃないかななと思います。最初から何もドコモの回線を一本釣りというようなことではありません。

それと、いつから使えるのですかということになりますが、町としては、中3の分については、さっき言ったように2学期の頭から使っていきたいと、そういうことで今調整を急いでいます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 難しいことは分からぬので、前議員にお任せして、ちょっと単純なことだけお聞きしたいと思います。

オンライン授業、今全国でコロナが感染拡大して、子供たちをコロナの感染から守るために手段として3密、全てのものをこれでカバーするんだというような内容で、これは世の中の流れでしようがないと私は思います。

ただ、コロナ感染が今後もまだ続していくと思うんですが、コロナがインフルエンザと同等の感染症になった場合に、そのときのこのタブレットの所在とか存在というのはどういった

形になるのか、その辺をまず1点聞きます。

そして、タブレットでオンライン授業をする中で、私が心配するのは、子供たちのタブレットの結局使える技能というのが、そこで格差がちょっと生まれてきて、教育格差にもなってくるのかなということを懸念しています。その辺、子供たちがそのタブレットを有効に使えるような形に、学校の先生方の対応もまたこれは大変だと思いますので、その辺の考えをどう持っているのか。

そして、もう1つは、私は学校の授業というのはやっぱり先生と子供たちの対面の授業が一番理想で、顔を見て話し、言葉を使って自分の表現力を拡大するとか、いろんな分がやっぱり学校教育の中には私は必要だと思います。そういった観点からいうと、今回のオンライン授業、いつまで続くか分からないが、5年後まで使える云々と言っていますけれども、コロナがある程度終息してワクチンができたらば、タブレットはもう必要なくて前に戻るんじゃないかなというようなイメージを持っています。そういった状況になった場合の教育環境のオンライン活用の意味と今後、この辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まず、コロナのこれから拡大ということですが、これは誰も分かりません。先ほども申し上げたかどうか、授業の主体というのは、あくまで教科書になるということは、学校の現場の先生方も共通している考え方です。このタブレットは補助教材、補助機器にしかならないというふうに位置づけております。

そもそもGIGAスクール構想というのは、オンライン学習をやるためにGIGAスクール構想を立てたのではなくて、将来ICT化の社会に入っていく子供たちが十分対応できるようになるという趣旨ですから、コロナ用につくっているということではありません。

それから、先生のスキルアップ、これは議員のおっしゃるとおり、やはり現場の体制が整っていないとこれは難しいということで、ここはもう大分前から研修を重ねながらやっております。

それから、顔を見ての授業ということは、先ほどの1問目にも共通しますが、やっぱり教科書を持って先生と子供がフェース・ツー・フェースでやるのが一番だと思います。表情も分かりますし、声の様子も違いますから。ただ、コロナが終息しない場合は、どうしても離れてやらなければいけないときもあるでしょうから、その補助教材として今回の端末を有効に使ってほしいというところです。終わります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の教育総務課長の話、大体分かるんですけども、しかしながらこれから進むオンライン授業、やっぱり何があるか分からぬといふのが私は心配でなりません。日本のIT化、今回のコロナ感染で遅れているといふような世界の評価がありますが、そういった中で今後のIT化に備えて、オンラインとか、こういったタブレットを使う授業。あと、最近言われているプログラミング教育。この辺もこのIT化とオンラインのタブレットとか、そういう面にも関わってくると思うので、町の教育現場の環境、そして教育委員会の形態として、今後こういった形で子供たちにIT化を進めるための一つの今回のきっかけというような考え方と、今の教育総務課長の話を聞いて感じました。そういう形の受け取りでいいんでしょうか。その辺、最後に。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 学校の先生方全員がコンピューターにたけている人ばかりではありません。むしろ分からぬ人のほうが圧倒的に多いかと思います。ですから、先生方のスキルアップをするために、その研修体制にも力を入れているということです。来るべきそういう時代に向けて、今回が一つのきっかけとするということについては、千葉議員の言うとおり、そのようにしてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

まず、19ページの業務内訳明細書の中より、6番のキッティング費用、それから8番保守運用費、それから13、これは先ほど通信料5ギガ分の5年分ということで確認いたしました。それから、17番モバイル管理サービス料、これらの内容を御説明願います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 理解できなかつたら、もう一度聞いてください。

ナンバー6のキッティング費用は、一言で言うと初期設定費用だそうです。それから、ナンバー8番保守運用費、これは保守管理です。要はヘルプデスクとか、いろんな問合せ、あるいは月例のレポートをしたりといふ月例の保守管理です。それから、17番モバイル管理サービス、これは万が一紛失したときとか、それから遠隔機能を持っているので不正なアクセスなんかを先生の親機が発見したらそれをロックする、そのような便利な機能がついているということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この議案、今お伺いしますと、初期設定、それから保守管理費、それか

らモバイル管理サービスは不正を、なくしたときに早く見つける方法というか、これは1台250円ついているんですよね。それで5年分で945万円ということで、かなり大きな額になっております。

それで、本来この議案第82号は財産の取得でございます。そうした中で、説明の中で、財産は4,271万9,402円、これは財産ですよと。あの六千何がしは、これらの保守点検委託料、委託料ではないんですけれども、初期設定や保守管理費、そもそもこれって違うんじゃないでしょうか。財産の取得には当たらないものを一緒に持ってくるということは、先ほど聞いて合理的なやり方だと言うんですけれども、こういう議案の出し方は正しいでしょうか。

それで、財産の取得ですから、これは財産台帳に700台載ります。あのものは載らない。そもそも一緒に出してくるということは、これは違うんじゃないかと思われますけれども、保守点検とか、初期設定、これらは別枠でなかろうかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。私、前議員の説明などを聞いていると、タブレットはNTT、そして今度は別にこれを議案として出すと、初期設定それら今説明したもろもろが、別な会社に行くことも想定されるのかなという心配があるわけです。そうしたことはないでしょうか。別に議案をした場合の不利益というものは。必ずしも、別々に取って、同じ会社が取るというようなことが考えられるのかどうなのか。一緒にしたという、その要因です。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） さっきも例えとして携帯電話を買いにいったときのことを言つたんですけども、本体と通信回線というのはセットになるのではないですか。それで、もう何度も言っていますが、財産取得を求めたいという本体のところと、それを使うためにはどうしても通信機能を組み込まないと動かないで、通信機能については毎年、毎年の予算でやっていきます。これは電気料と同じですね。財産を取得して、その財産を効率よく使うためにはどうしても回線をつながないと動かないでないですか。ですから、契約全体の量を参考までにお示しをした上で、この四千何がしの財産取得をお認めいただきたいと、そういうところになるんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 保守点検委託料なんか、役場でも別に委託料をして委託していますよ。そういうふうなことにならないでしょうか。タブレットはタブレットで財産の取得、保守点検は別に委託料で取るという方法もあると思うんですけども、逆にそうはならないでしょ

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） コンピューターの場合、やはり仮にトラブルが起きたときに、ソフトが原因なのか、ハードが原因なのかという問題になってきますので、ここはやっぱり一元的に発注して、その一つの管理の中で運用していくというのは鉄則です。単なる発注の技術的に可能か不可能か、分けて発注できないのか、そういった話ではなくて、コンピューターを運用するということは、それはハードとソフトが一体的に利用される環境の中で契約する、これはやはり鉄則になりますので、おっしゃっている問題は、行政の選択としては今回出させていただいた方法が適正であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第83号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第83号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行う30項目の事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第83号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7,746 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額が 317 億 293 万 1,000 円となります。今補正の予算は、国の新型コロナ対策としてのいわゆる 2 次補正予算により措置された財源に町の単独予算を加えて、本町におけるコロナ対策事業を推進するための予算となっております。コロナ対策分の予算といたしましては、定額給付金の専決による補正と 5 月の臨時議会の補正予算に今回の補正を加えますと、合計 19 億 7,244 万 6,000 円となり、全体予算に占める割合は 6.2% であります。

次に 3 ページ、第 1 表、歳入歳出補正であります。こちらは後に予算の詳細を説明いたしますので、それをもって代えさせていただきます。

5 ページ、第 2 表、債務負担行為補正であります。債務負担の追加が 2 件。1 つは、新型コロナウイルス対応営農資金の利子補給、期間は令和 7 年度まで、限度額は利子のうち 0.5% 相当額です。2 つ目は、新型コロナウイルス対応農林業災害対策資金の利子補給であります。期間は令和 9 年度まで、限度額は利子のうちの 1.25% 相当額となってございます。

それでは、詳細について御説明をさせていただきますが、まずは 9 ページ、歳入から申し上げます。

歳入、14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 2 億 8,722 万 1,000 円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。国の新型コロナ感染症緊急経済対策の 2 次補正予算の中で、地方自治体が地域の実情に応じて使える予算で、各自治体ではこの予算を柱に各種コロナ対策事業を実施するものでございます。

15 款県支出金 2 項 4 目 24 万円は、さきの債務負担行為の 2 つ目の事業、農林業災害対策資金への利子補給分の財源であります。5 目商工費県補助金 4,500 万円は、歳出の商工費に出てまいります商工関係の支援事業に対して充当される県からの補助金であります。

18 款繰入金、今回国からの財源に加えて、町の財政調整基金から 7,000 万円を上乗せして対策を進めるものであります。繰入れ後の基金残は 42 億 7,000 万円となっております。

20 款諸収入 4 項 2 目雑入は、後に歳出で出てまいります割増し商品券の売上げ収入分を見込んでおります。

続いて、歳出の細部説明を申し上げます。こちらは個別事業の詳細をまとめました別冊令和 2 年度補正予算の事業概要（コロナウイルス対策関連）と、予算書の科目金額を照らし合わせながら説明を進めさせていただきます。

まず、予算書の 10 ページ、歳出の 2 款総務費 1 項 6 目の企画費、補正額が 2 億 3,482 万円、事業概要資料 1 ページの 1 番から 3 番までの事業に係る予算であります。

まず、1番、指定管理者への支援で予算額150万円。公の指定管理施設が実施した感染拡大予防策に対し、一律30万円の協力金を支給するものであります。絵の下に、コロナウイルス対応公の施設指定管理者感染拡大防止協力金と書いてありますが、この欄に書いてありますのが予算書の説明欄に表示されてある名称になります。

それでは次に、資料の2番、新たな事業展開等への支援で予算額は8,000万円です。町内事業者が自らの創意工夫により企画立案する地域活性化等への事業に対し、町が補助を実施するもので、1事業当たり200万円を限度として40事業分を計上しております。

資料の3番は、地域経済の回復で予算額は1億5,332万円です。地域経済の回復を目的に10割増しのてんこ盛り商品券を発行する事業であります。5,000円で1万円分の商品券が購入できます。1万5,000セット発行するための予算を計上しております。

次に、予算書10目危機管理対策費補正額1,100万円は、資料では4番、避難所等の感染拡大防止に係る予算であります。災害などで避難所を設置する際に感染症予防対策を講じるために必要な機材を購入するものでございます。

次に、予算書11目電子計算費補正額193万8,000円は、資料の2ページの5番、電子自治体の推進に係る予算です。行政事務及び行政手続のオンライン化を推進するとともに、ウェブ会議ができるよう環境を整えるものでございます。

予算書の11ページ、13目地域交通対策費補正額119万8,000円は、資料の6番、地域公共交通の確保対策に係る予算であります。公共交通、乗合バスでの感染症防止対策を講じるとともに、夏休み短縮に伴い町外路線の臨時運行を行うものでございます。

予算書の14目地方創生推進費補正額1,014万円は、資料の7番、移住定住の促進に係る予算です。首都圏から地方への移住受皿づくりとして、町内の空き家を借り上げ、リフォームを行い、定住促進住宅として貸与するものであります。

予算書の3款民生費に入ります。

1項1目社会福祉総務費補正額271万4,000円は、資料の8番、社会福祉施設への支援に係る予算です。社会福祉施設等における感染防止を目的に、必要な資機材の購入費用に対し、補助を実施するものです。

続いて、予算書12ページ、3款2項1目児童福祉総務費補正額617万8,000円は、資料の3ページ、9番、10番の2事業に係る予算であります。

まず、9番は、母子父子家庭への支援で予算額126万3,000円です。母子父子家庭の経済的安定を図るため、1次で行った児童扶養手当受給者に加え、母子父子家庭医療助成の対象者ま

で拡充するものであります。

次に、資料10番、新生児子育て世帯への支援、予算額は551万7,000円。新生児の保護者の家計の支援を目的として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに誕生した新生児の保護者に対し、1人当たり10万円の定額給付を行うものであります。

予算書の4款衛生費3項1目病院費補正額1,002万7,000円は、資料の3ページ、11、12番及び資料4ページの13番の3事業に係る予算であります。

まず、資料11番は、リモート面会の実施で予算額246万4,000円。入院患者との面会ができる現在、家族と入院患者がリモートで面会できるように装置を整備いたします。

資料12番は、病院外来の感染拡大防止で予算が116万円。外来の診療科の待合患者の混雑をできるだけ避けるため、離れた場所にいても呼び出せるようにワイヤレスチャイムを導入し、感染防止を図るものであります。

次、4ページ13番は、オンライン診療の推進で予算額640万3,000円。遠隔画像診断システムを導入し、離れた場所からオンラインで専門医によるエックス線の画像診断が受けられるようシス템整備を行うものであります。

予算書に戻っていただきます。

12ページから13ページ、5款1項3目農業振興費補正額350万円。資料4ページの14、15、16番の3事業に係る予算であります。

まず、資料14番は、農業経営の支援で予算額は20万円、さきの債務負担行為補正にありました新みやぎ農協が営農資金として貸し付けるアグリエール資金に対し、利子2%のうち町が0.5%を利子補給いたします。

資料15番は、農業経営の支援で予算額30万円。こちらも県が定める貸付条件を満たす資金融資に対し、利子1.5%のうちの町が0.25%を利子補給するものであります。

資料16番、農業者への支援で予算額300万円。販売額が20%以上落ち込んだ農業生産者に対し、生産意欲向上のため補助を実施するものです。補助対象は本年2月から6月までの出荷額が20%以上減少した畜産農家以外の農業者に対し、上限10万円の補助を行うものであります。

予算書13ページ、5款2項2目林業振興費補正額2,970万円は、資料5ページ17番、地元産材の利用促進に係る予算です。コロナウイルスの影響から大きく落ち込んだ木材需要の現状に鑑み、神割キャンプ場に地元材で4人用のキャビン2棟と6人用のキャビン1棟を設置するものであります。

5款3項2目水産業振興費補正額5,745万円は、資料のほうでは5ページ、18、19、20番の3事業に係るものであります。

まず、資料18番は、水産物の消費促進PRで予算は569万円。本町の水産物を広くPRし、消費の低迷を回復させるための取組を行うものです。

資料19番は、漁船漁業への支援、予算額は3,240万円。魚価の下落に鑑み、漁業者の生産意欲を確保し経営の安定を図るため、本町卸売市場に水揚げした漁業者に対し補助するものです。

資料20番は、ホタテ養殖への支援で予算額1,936万円。国内のホタテ供給量が飽和状態となり、価格が下落していることから、経営の安定化を目的に稚貝購入に対し補助を実施いたします。稚貝1か月当たり800円の補助といたします。

続いて、予算書14ページ、6款1項2目商工振興費補正額7,000万円は、資料6ページの21番から資料7ページの25番までの5事業に係る予算であります。なお、23番から25番は全額県補助金により実施される事業であります。

まず、21番は、中小企業への支援で予算額1,500万円。県が実施する中小企業再起支援事業補助金の採択を受けた事業者の自己負担分を上限100万円の範囲で町が支援いたします。

資料22番は、小規模事業者への支援で予算額1,500万円。日本商工会議所が実施する小規模事業者持続化補助金が採択された事業者の自己負担に対して上限100万円の範囲で補助するものです。

資料23番は、事業者の事業継続に向けた支援で予算額2,700万円。売上げ減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代、それから賃貸に対し給付金を支給するものであります。

24番は、任意団体等への支援で予算額300万円。持続化給付金の支援対象外である任意団体で前年同月比50%以上の売上げ減少になっている社団に対して、上限100万円の範囲で支給、支援するものです。

資料7ページ、25番は事業組合への支援で予算額1,000万円。売上げが減少した事業者で構成する事業協同組合等に対して、1か月当たり20%以上減少した事業協同組合について上限500万円の範囲で支援するものであります。

次に、予算書14ページ最下段、4目観光振興費補正額2,800万円は、資料の7ページ、26、27番の2事業に係る予算であります。

まず、26番は、誘客の回復で予算額2,300万円。感染終息後の交流人口獲得のためのプロモ

ーション費用であります。町の魅力発信の広告宣伝や消費拡大イベントの開催、動画やパンフレットなどのPRに係る費用であります。

次に、資料27番は、消費拡大・販路回復への支援で予算額500万円。町内の物産の消費拡大を支援するため、南三陸ファンを中心に商品PRのためのブックレットを作製、配布するものでございます。

予算書の15ページ、9款1項教育総務費の2目事務局費補正額1,061万4,000円は、資料7ページ28番、オンライン教育の推進に係る予算です。小中学校におけるオンライン学習などのICT化を推進する上で必要とされる教育備品の整備を行うものであります。

予算書の5項保健体育費1目保健体育総務費補正額200万円。資料では8ページの29番、スポーツイベントの誘致に係る予算であります。コロナウイルス感染の終息後における交流人口拡大のためのスポーツイベントの開催に対して、10万円から50万円の補助金を支給するものであります。

予算書の3目社会教育施設費補正額240万円は、資料の30番、社会教育施設の感染拡大防止に係る予算であります。社会教育施設での感染拡大防止を目的に、各施設に非接触型の体温測定装置を設置するものであります。

13款予備費は財源調整となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 様々な内容がありますけれども、私のほうから2点ほどお伺いします。

参考資料を見たほうがいいのかなと思っておりまして、最初はまず1ページの4番です。避難所等の感染拡大防止ということですけれども、備品等を購入すると。具体的にパーティション等と書いてあるんですけども、私が一つ気になっているといいますか、マスクが一時的に物すごく不足して、全くどこからも購入できない、入手できないという状況になりました。今後、感染がまた広がっていくと、いずれまたそういうタイミングが来る可能性があると思っておりまして、ただ今は買える状況にあります。町民の皆さんもいっぱい買えるというか、1人何個までとかではなくて何十枚でも買えるような状況になっていますので、今後の例えば何か自然災害とか、避難所での感染症拡大防止用の備品を購入するなら、タイミングとしては今しかないのかなと思っております。それで、マスクと、恐らく足りなくなるのは消毒液だと思うんですけども、これはこの4番の予算で用意する予定なのか。それとも、その部分というのはまた別なのか。以前にマスクが全く足りなくなったときに、町民に配布

するものはないんですかなんていう質問が議会の中でも様々ありました。その備えを今のうちにしておくべきかなと思いますが、そのお考えはどのようなものでしようか、お伺いします。

それから、2ページの7番、移住定住の促進ということでございます。これは中間管理住宅なのかなと思うんですけども、その認識でいいのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 4番の避難所の感染拡大防止において購入するものとして、ここには体温計でありますとか、それから防護具セット、パーテイションなどと書いております。基本的には、避難所においてしっかりディスタンスを取って避難できる体制、そういったものについてということで購入する予定なんですけれども、おっしゃっているようなマスク、消毒類については、いわゆる通常予算の中でもう既に大分購入したものがありますので、こういったものを配置、一応計画をした上で、もし不足があるようであればこの予算の中でさらに買い足していくというふうに考えているところであります。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 7番の移住定住の促進につきましては、議員おっしゃるとおり、仕組みとしては中間管理住宅ということになっております。町内の空き家を活用してということになりますけれども、町のほうで考えていますのは固定資産税相当額で物件をお借りして、それを町のほうでリフォームして、それを移住者に貸すと。期間としては10年間を想定しておりますので、その改修費は今回コロナの臨時交付金ということになっておりますけれども、移住者の方が入居されたらそこから家賃収入が町に入ってくるというふうなスキームを想定しております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点目のほうからお伺いします。以前、議会としても県等に対しまして、中間管理住宅の仕組みをぜひ導入してほしいと意見書として提出しておりました。以前に町長に一般質問をした際には、県のかさ増し補助がないので町の負担が大きくなり過ぎるというような答弁があったんです。今回、幸か不幸か、タイミングとして全く違うコロナの話から交付金が出るということなので、ちょっと微妙な気もしてはおりますけれども、一つコロナ後、終息した際に、感染者が少なかった地域に感染者が多くいた地域から移住定住を考えるという流れは非常にあり得ることだと思いますので、その仕組みをつくっておく。それで、それが今回のことで有効性が示されれば、恐らく県からの補助であるとか、ほかの自

治体にもこの動きが広がっていくものなのかなと思っておりますので、大変期待したいところでもありますし、議会として意見書を採択した内容でもございますので、鋭意進めていっていただきたいと思っております。それがまず一つ。

それから、避難所の備蓄に関係するところなんですかけれども、増やす予定があるというお話を同時に、十分購入したものがあるというような情報が、2つ私の耳に今入りましたので、いざ何か感染が爆発した際に、町民の皆さんのが身の安全を守るために十分な備蓄が常にあるというふうに解釈してよいのか、そこだけお伺いしたいと思います。マスクであるとか、消毒液であるとか、大変なことになったというときに、町民の皆さんに例えば1人1週間分ありますよと、十分にお配りできるような、もしくは避難所で生活をしてくださいといったときにそこの避難所の皆さんには不自由なくそういった設備が整う量が既にあるのかどうかだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現実的に起き得る数字といいますか、その規模によってもちろん違うんでしょうけれども、こちらでは想定した数字で十分に対応できるだけのものを用意してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） まずもって3件ぐらい質問させていただきます。

てんこ盛り商品券。てんこ盛り商品券、10割増し商品券だと思うんですけれども、毎日、各自治体のほうで何割増し商品券ということで出てています。南三陸町においては10割増し商品券、それを1万5,000セット。この1万5,000セットの意味合いがよく分からないんですけども、町民1人いたら1万2,500あればこのセット分が必要なのかなど。町民以外にもこのセットの10割増し商品券を売るのか。その辺を最初に聞きたいと思います。

商品券配布については、飲食店、タクシー、高齢者に商品券を配ったんですが、やっぱりなかなか使い勝手が悪いんだというような反省点も含めて、今回の10割増し商品券、町のほうでは町民が有効に使えるような形の商品券にしてもらいたい。そして、これを使える商店もこれから募集していくというような話の内容だと思うので、今現在分かる範囲でどういった形のものなのか、てんこ盛り商品券、この説明をお願いしたいと思います。

あとは、ちょっと飛びますけれども、23番目の事業継続の支援ということで、土地代、あと家賃、この辺関係も全国のほうで飲食店とか、そういったところに、休業したら家賃、時間短縮したら家賃というようなことでやっていますが、この南三陸町において家賃を支給さ

れる商店、その辺を町は幾らぐらいと捉えているのか。そして、その土地以外の家賃ということでは、もう限られた商店しかないと思うんですけれども、その辺どういった形でこの予算額が決まったのか。

あと今回、農業者、漁業者、林業者も含めて、町のほうからコロナ対策としていろんな形で売上げ、収入が減ったらというような形で補助事業がこうやって示されましたが、聞きたいのは、農業はどれぐらい生産者が落ちているのか。あと、漁業者の魚市場に揚げる金額がどれぐらい落ちたのか。その比率によって補助金の額が違ってくるというような形の説明がありますが、水産業、あと農業、どれぐらい収入減が今、販路が消えたりとかして減っているのか。その辺の大体の数字でいいですので、その3点をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1ページのてんこ盛り商品券の関係でございますが、ちょっと字が細かくて見にくいんですが、発行枚数とすれば1万5,000セット。1セット当たり1,000円の10枚つづり、1万円を使えると。10割増しですので、手出し5,000円で1万円の商品券が手にできるというものです。

1万5,000セットの内訳ですが、まずは町内の各世帯に先行用の引換券を配布します。それで町内の各世帯は2セットまで、いわゆる9,000セットを町内の世帯分としてまずは配布したい。配布というか、購入をしていただくものになります。その次、後段におきましては、残りの6,000セットを町内外の方々に御購入をいただくというような2段階方式の商品券になっています。

使えるお店につきましては、本補正予算が通った後に一般公募という形になりますので、例えば飲食店、一般的の商店、あとはガソリンスタンド、薬局、民宿、ホテル、そういったところに数多く手挙げしていただくことで、より有効な商品券になるのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、資料6ページ、23番、予算書の名称でいきますと家賃支援給付金になります。既に御存じのとおり、国のほうで家賃補助の制度はもうスタートしております、その要件が、6ページの資料で言いますと、ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、5月から12月までの売上げが1か月で50%以上、あとは連続する3か月で30%以上という決まりがあります。この対象外、要するにそれ未満になるところを町の制度で拾っていきたいということで、町では1か月の前月比の売上げが20%以上50%未満減少、または連続する3か月の合計で20%以上30%未満の該当になった事業所に家賃等の補助をし

ていきたいという内容でございます。

金額の想定は、一月当たりの上限を20万円といたしまして、一事業者当たり3か月、マックス60万円になります。これを45件想定しまして、予算額2,700万円を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 御質問の3点目、農業、漁業がどのぐらい落ちているのかというふうな御質問でございました。

まず、農業につきましては、この2月から6月の期間中、出荷合計が約8,400万円ほどだったんですけども、うち出荷額が減少した品目につきましては約1,000万円という金額でございます。農業者に関しましては30名弱でございます。

漁業でございます。漁業につきましては、今回漁船漁業で計算しておりますけれども、数量で3,006トン、金額といたしましては約4,500万円という金額の落ち込みが出ているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 農林水産課長のほうから、農業と漁業のほうの落ち込みを聞きました。

思ったより少ないのかなと。ただ、農業者、漁業者にとっては結構生活の糧でありますので、なかなか大変だということが分かりました。

そして今、最後に漁業ということで聞きましたが、4,500万円というような数字と3,006トン。これでもって従来、昨年より幾らぐらい売上げ、販売高が減ったのか、その辺もう一度答弁お願いします。

あと、てんこ盛り商品券に関しては、前回の反省を含めて幅広く使えるような商品券にしたと。そういう中で、1世帯2セットまで買えると。この対策だと皆さん喜んで、これは使えると思います。そして、今回大体基金に積んで残った分が4億なので、そのうちの大体40%ぐらいはこの部分に使っているのかなと思います。ですから、大切な今回のコロナ対策の基金だと思うので、有効に使っていただきたいと思います。

そして、6,000セットは、町内外のこの世帯の対象にならなかつた人たちに対しての販売というようにちょっと私は判断したんですが、それで間違いないでしょうか。

あとは、商工観光課長から説明されましたが、なかなか私がこの補助支援を読んだときに、その対象となっているのはやっぱり商店街、ハマーレ、そしてさんさん商店街が主体だというふうに私は思っています。そういう人たちが、どうしてもコロナ感染症の中で観光客が

減ったことによって、売上げが大分というか、大きく全国で大変な売上げ状況になっている中で、さんさん商店街でも例外ではないと思います。そういったことを考えた場合に、この部分への補填はやっぱり町が考える観光立町の上では、この会社を維持していかないと、これから始まる伝承館、祈念公園の対応ができていかないと思うので、もう倒れる寸前に行く前にやっぱりこういった補助事業というのは、私は必要だと思っていました。そして、今回45件ということなので、45件ということは、やっぱり商店街の数を足すとそれぐらいかなという感じがしますが、こういった考え方でよろしいでしょうか。

商店というのは、意外と個人でやっている人たちへのこういった支援というのは、私はあまりその対象には考えていないようなことだと思うんですが、商店街以外の商店でこの補助を受ける対象の商店、そういったのは大体幾らぐらいあるんですか。もう一度、答弁お願いします。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（及川 明君）発行枚数の内訳についてですが、もう一度申し上げますが、まず先行販売といたしまして町内世帯向けに各世帯2セット上限、マックスで4,500世帯ですので9,000セットという形になります。残りの6,000セットにつきましては、同じく町内外と。またもう少し欲しいという町民の方の世帯でもオーケー、あと町外の方でもオーケーだというのが6,000セット。いわゆる自由に買える枠が6,000セットあるといったようなものでございます。

それで、6,000セットにつきましては、まだ本決まりではないですが、一定の上限を設けながら販売するようになるのかなと。先行は2セットまでと町民向けにはなっていますが、後発の一般販売につきましては、6,000セットは1人当たり何セットまでといったような上限を設けないと、買い占めという部分も起きる可能性もありますので、そこは一定の理解を得られるセット数、5セットとか、そういったセットを最大として販売をしたいと思っております。そこまでしないと、5セットですので5万円までと。そうしますと、町外から町内のホテルにたまには家族で宿泊という部分も可能になりますので、その程度の金額を最大の購入額という定めの下で販売をしたいというふうに考えています。

○議長（三浦清人君）農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）漁業に関しましては、先ほどお話しした数量は、前年度対比で29.2%しか数量は揚がっていないと。金額で前年対比だと91.2%でございます。

○議長（三浦清人君）商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 想定といたしましては、やはり国の制度が先行してございますので、1か月当たりの売上げが50%以上落ちて相当の影響が出ているところにつきましては国の制度にエントリーできるのかなというふうに考えてございます。ただ、残念ながらそこまでいかなくとも何らかの影響が出ている事業者さんが多分あろうかと思います。そういうところを手当てしていきたいということで、今回予算計上をさせていただいて、想定45件ということなんですけれども、仮に議員お見込みのとおり商店街が対象になったという場合については、今さんさん商店街とハマーレ歌津を合わせまして36件の事業所が入ってございますので、それプラスということになろうかと思います。

ただ、残念ながら、その土地代あるいは家賃について、民間の方々同士で借り上げをされているというところまで全て把握するのは難しいので、現在は想定の範囲内なんですが、おおむね45件ぐらいだろうということで予算は措置させていただいてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 国とか県のほうの、売上げが半分以下になったところは、大体県のほうから100万、200万というような形で給付されるような多分制度だったと思うんですけども、なかなかそれを通過するハードルが難しいと。全部が申請しても、申請が通るのは、何かこの間のデータですと1割、2割というような話も聞いていますので、そういう人たちを救済する意味合いでも、やっぱり使わなかった人たちがこの部分で使えるのかなというような判断もします。できれば商店主、持続可能な事業所、商店として、町のほうで守るということは一番私は必要だと思いますので、その辺は給付される相手側の状況をしっかりとつかんで、間違いない給付でお願いしたいと思います。

あと、農林水産業なんですが、今の課長の話だと、大きく逆に落ち込んではいないのかなというような、91.2%とかというのが落ち込み量だと思うんですけども、10%、20%、30%というような落ち込みに対して、10万、20万、30万みたいな形の説明がなされていますが、もっともっと大変なのかなと思っていました。しかしながら、今まで入っていたものが入らないということは、それは支払いに回る部分が多分多いので、その辺は農業者、漁業者を守る責任も町にはあると思うので、その辺をしっかり把握して、今後も長引くような状況でしたらその後のことを考えながら予算を残していく、必要な方には給付するべきだと私は思います。

あと、10割増し商品券。課長、分かりました。取りあえず1世帯2セット、それで9,000セット。そして残った6,000セットに関しては、また欲しい人がいたら多分売るというような形

だと思うんですけども、多分これに関しては、町民の皆さんには、先を競うように求めてくると思います。ここまで割増しの商品券というのはなかなかやっぱりないと思います。宮城県内でも新聞に載っているのを見ると、やっぱりそこまでやっているのではないで、やっぱり思い切った政策だと私は思います。なので、このお金が有効に使えるように、今度は使える商店、課長、その辺というのは、前に私も言ったんですが、スーパーとか大型量販店、その辺も使えるような形に、先ほどの話ですとするというような、使えるというような形なんでしょうか。その辺、もう一回再確認します。

あと、震災後にグループ事業が始まりました。その中で、何年間据置きでその4分の1分を払っていくというような状況の中で、今、なかなかその支払いもままならないという苦しんでいる事業者さんがたくさんいます。そういった人たちのことも考えれば、町の税制も固定資産税、その辺がすごく重くのしかかっているそうです。こういったコロナ感染症の対策として、町のほうでも税収入が減っていると町長もこの間話して、それも新聞に載っていましたが、税収が落ちていても事業所が倒産したり廃業したらば、税収がまた減るんです。やっぱり税収獲得のためには、そういった事業所をどこかで守ってやらないと、町の経済はますます火の車に私はなると思うので、そういったグループ事業を展開してきて、ここまで何とか9年間生きてきた人たち、事業所も、ぜひ温かい目で見てほしい。その辺もお願いしたいと思います。

取りあえず確認ですので、私がもう一度企画課長とか話したその辺について、もう一回だけ答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） スーパーでも使えるかといったような質問の内容に取りましたけれども、先ほど説明でも申し上げましたとおり、あくまでも手挙げでございますので、スーパーが手を挙げなければ使えないということです。ですので、ホテルであろうが、民宿であろうが、手を挙げていただければ、使えるお店として幅広く使える有効な商品券になるのかなと思いますので、多くの事業者さんが参加していただければなおありがたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

5ページの地元産材利用促進について伺いたいと思います。今回、コロナ対応型のキャビンということなんですけれども、どういった対応がなされる仕様なのか、簡単に伺っておきた

いと思います。

あと、キャビン4人用が2棟と6人用が1棟ということで造るみたいですがれども、こういった大人数というか、4人、6人が妥当だったのか。もっと小さいコンパクトな1人、2人用を造る必要もあったんじゃないかと思いますけれども、その点。

あと、設置の場所なんですけれども、神割のキャンプ場のみが候補だったのか。ちなみに、ひころの里等へもそういったことは検討できなかったのか。その点、簡単に伺っておきたいと思います。

あと、同じページの20番、ホタテ養殖への支援ということで、今回1,900万円計上になっていますけれども、説明によると補助額稚貝1かご当たり800円となっていますけれども、大体1かご何ぼぐらい入っているのか御存じでしたら。多分、ギンザケの補助と同じように、稚貝に対する購入の補助だと思うんですが、その点、こまいようですけれどもお分かりでしたら。

あと、昨今というか、近年のホタテの出荷、水揚げ状況がお分かりでしたら、伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目の17番の地元産材の利用促進の件でございます。

仕様につきましては、確かに4人用2棟、6人用1棟、計3棟という形でございますけれども、予算書にもありますように、この予算内で設計も入ります。したがって、この辺はあくまで今お話ししたような仕様で計算はしましたけれども、予算によっては変更はあり得るのかなと。ただ、基本的な仕様といたしましては、デザイン性とか、あとは設備の部分は入れないというような中身になっているところでございます。

なぜ神割なのかと、ひころでは駄目なのかというふうな話ですけれども、今、神割崎キャンプ場に3台、ログキャビン、車つきのがあります。実は、非常に利用が多くて人気があるということもございますので、町としてはプラス3棟というふうな形を考えていると。いずれコロナウィルス感染症の影響で地元産材のいい木を使ったそういったキャビンの部分に関しては、町内外の人に広く見ていただいて、こんなにいいものができるんだよという部分でキャンペーにも使っていただくというふうなこともございますけれども、どちらがメインではないんですが、閑散期につきましては、昨今言われておりますワーケーションの施設としても使用していただいて、有効利用を図っていきたいと考えているところでございます。

それで、ひころの里に関しては、あそこは文化財施設ですので、そういったログキャビン等

は、場所等も限られますので、設置はしないところでございます。

ホタテに関しましては、今回稚貝 1 かご当たり 800 円という補助金でございます。これに関しましては、地種と半成貝、2 種類あるんですけれども、一応どちらも 1 かご 8,000 円の 10 分の 1 補助というふうな形での計算でございます。ちなみに稚貝 1 かご当たりに入っている個数というのが 250 個と聞いております。

ホタテの水揚げに関しては、現状は貝毒によって出荷はできていない状況ですけれども、ただ玉冷といいまして、貝柱の出荷は行っている状況でございます。（「年間幾らぐらいの出荷額か。水揚げ」の声あり）すみません。ちょっと今手元の資料で、年間のホタテの出荷額は、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。全議案の審議終了まで時間を延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） それでは、時間を延長いたします。

9 番今野雄紀君。

○9 番（今野雄紀君） キャビンの件なんですけれども、課長の答弁では、地元産材の PR、いいものを PR するという、そういう答弁でした。そして、オフシーズンには仕事とバケーションですか、それをあれする今はやりの、こいつで仕事をする人たちのいい感じ。ただ、問題と申しますか、私が一番懸念しているのは、神割崎のキャンプ場の管理が、誰が行っても、地元の人が行っても、よそから人が来ても、果たして公園としての形をなしているか、その管理体制、そこが私は問題だと思います。いいものを置くのはいいんですけども、ああいうもだみみたいになったところに建てて果たして PR になるのかどうか。そこを一番懸念しているんですけども、今後公園としての管理を十分して、なおかつそういうものを置けば十分機能すると思うんですが、その点。現に、この疫病の関係でキャンプブーム、そういうことも多分課長御存じだと思うんですけども、いっぱい人が来ればいいというんじゃないですけれども、せっかくいい PR ができる状況の中で、果たして現状どうなのか。私のところに来た人たちも、よかったですということを言っていく人はほとんどいないので、そのところ委託をしているので、その委託先に十分管理の必要性を確認していく必要もあると思います。

そこで、キャビンは現在あるやつが好評だということで聞いたんですが、私が思ったのは、あれも結構年数がたってきて、あれを撤去して、新たにその 3 棟をするのか。そういう思い

だったんですけども、新たに造ると。大体場所をお分かりでしたら伺っておきたいと思います。

ホタテの養殖支援に関しては、大体250個ぐらい入っていて、地種としては8,000円。何か聞くところによると高いやつで5,000円ちょっと、いいやつだと1万円以上するということなんですが、それはそれとして、今回せっかくこういう補助をしてホタテ業者さんを支援していくという意味の中で、例えば町で売り出しているいろんなキラキラ丼をはじめ、そういう中でおいしい地元産のホタテを特化ある程度して、来たお客様に食べてもらうという仕掛けも必要だと思うんですが、今回この補助を機会にそういった購買というか、はけるところ、地元で食べてもらうという取組も必要だと思うので、その点どのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 神割キャンプ場の設置する場所に関しましては、この辺は先ほど議員のほうからもあったように、既存の3台のログキャビンに関してはそのまま使用します。今回改めてその3棟ということで、計6棟になるわけなんですけれども、既存のログキャビンに関しては移動式ですので、現状は担当課と場所等に関しては協議中でございます。

ホタテの消費PRというふうな部分に関しては、18番の水産物の消費促進PRというところで、この絵ではアワビとホヤしか描いていないんですけども、それだけでなくて水産物という広い意味で、そこは消費拡大をPRしていくと。ただ、この18番の事業につきましては、地元で食べてもらうというよりも、仙台圏のほうに、飲食店のほうに提供するというふうな内容となっているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） キャンプ場に造る今回のキャビンなんですけれども、ワークーションとして使ってほしいというのでしたら、やっぱり松の木があっても、景観というか、海が眺められるような、そういったところもデザインの一環として入れて設置すると、オフシーズンでも都会、どこから来るかはあれなんですけれども、そういった方たちにもより喜んで使ってもらえるんじゃないかなと思うので、そのところもまだ場所が決まっていないのでしたら、担当課との協議、そのほかいろいろ設計する方とかとの協議等も進めていっていただきたいと思います。

ホタテに関しては、上の18番でもPR、こういったPRも大切なんでしょうけれども、やつ

ぱり地元に来て、地元のものをテロワールみたいに食べてもらうという仕掛けもこれからどんどんと、午前中のワインのあれもある形なので、そのところも力を入れていけるのかどうかだけ確認させていただいて、終わりとします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 議員おっしゃるとおり、ログキャビン、今回のキャビンに関しては、設計者と、あと担当課と十分協議して、景観のいいところに設置したいと考えております。

あと、ホタテ、水産物も含めて、議員のほうからも話があったように、今後農林水産課としては、農産物、要はワインと水産とのコラボというか、そういった部分の消費拡大というふうな部分は意識してPRしていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私のほうから、まずてんこ盛り券のことです。4番議員も聞いておりましたが、利用期限というのが、有効期限が設定されると思います。期限はいつまで利用可能かというところをお聞きしたく思います。

それと、1枚1,000円ということで、1,000円券になるようなんですが、以前町民にお配りいただいた地元応援券、これは券面は500円でした。高齢者に対して発行された商品券もたしか500円の券面だったと思います。私個人的には500円のほうが使い勝手がいいなと思っていまして、なぜ500円できていたのが今回1,000円ということになるのか、その辺の事情が何かあるかと思いますが、お聞かせいただければと思います。

それから、5ページ18番の水産物の消費促進PRですが、これも先ほどからいろいろと議論になっています。水産物を広くPRするというわけなので、実際応援するというか、参加する事業者、事業体としては、漁業関係者が直接的に関係してくると思うんですけども、水産加工業の人たち、こういった人たちもこの事業に参加することができるのかどうか。そのあたり、実際に漁業をする人、それからその後の加工業も対象になるのかどうか、お聞かせいただきたく思います。

それから、7ページ目の26番、27番、誘客の回復、それから消費拡大・販路回復への支援ということで、何か似たような感じに見えるんですが、誘客の回復です。ちょっと今、G o T o トラベルキャンペーンなんかでもいろいろと、分かりにくいかとか、混乱が実際現場では生じているようです。私も実際働いていて、予約サイトと、それからステイナビとかいうところで、実際G o T o トラベルの利用、運用は混乱も生じてまして、日々何か展開が

変わっていくような感じでなかなか悩ましい問題だというふうに思っています。このあたり、プロモーション宣材の製作、動画とかパンフレットとかをつくるようなんですが、このあたりどういった感じでつくろうとしているのか。実際、3密になってはいけないとか、そういう問題もありますし、とはいっても交流人口はやっぱり増やしたいわけで、ジレンマがあります。そのあたり、町としてはどのように今後観光業を盛り上げていくのか、あるいは回復していくのか、思いがあれば、町長が本当は答えてくれたらいいんですけども、商工観光課長、ちょっとそのあたり代わりに答えていただければと思います。

それと、27番の消費拡大・販路回復への支援というところなんですけれども、またブックレットということで、これは前回もブックレットをたしか作って、南三陸のファンの方にお送りしていると思うんですね。それでまたブックレットが出てきたということで、違和感を感じています。なぜまた第2弾を出す必要があるのか、そのあたりもお聞かせいただければと思います。

それと、8ページ目のスポーツイベントの誘致、29番です。これはテニスコートが改修されてオープンされるというのもありますし、平成の森のサッカー場も、私が見てきたらきれいな芝がしいてありました。あんなところでサッカーしたら気持ちいいなというふうにも思いました。こういったスポーツ施設もだんだん充実してきておりますので、ここに力を入れていただきたいなという思いもあります。このあたり、どこか魅力的なチームとか何かがあるのかどうか、手応えなんかがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は4時25分といたします。

午後4時07分 休憩

午後4時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

5番後藤伸太郎君から退席の申入れがあり、これを許可しております。

4番千葉伸孝議員、9番今野雄紀議員の質疑に対する答弁保留等に対し、農林水産課長から答弁の申入れがあり、許可をいたします。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 大変申し訳ございません。先ほど4番議員からの漁船漁業の落ち込みの部分で訂正をさせていただきます。数量といたしましては、落ち込みパーセントは17.2%でございます。金額にいたしまして、差額が1億5,025万7,000円ということで、44.3%でございます。先ほど91.2%とお答えしましたけれども、44.3%でございます。（「漁

業ですか」の声あり）はい、漁業。

続きまして、今野雄紀議員の答弁保留しておりましたホタテの生産でございます。平成29年度につきましては898トン、額にいたしまして4億5,900万円。平成30年度が805トン、金額が3億961万8,000円。令和元年が697トン、額で3億1,200万円でございます。

○議長（三浦清人君） 2番倉橋誠司君の質疑に対する答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、てんこ盛り商品券の利用期限ということですが、そもそもこの事業全体そのものが、コロナウイルス対策関連は年度内事業が基本ですので、今年度中に全て換金まで済ませるスケジュールで取り組むということになりますので、そういたしますと2月いっぱいぐらいが使用期限という形になろうかなと現時点では想定しております。

それと、商品券の額面は500円のほうが使いやすかったんじゃないかということでございますが、確かに使う側の視点から見ればそういうふうなことも考えられますが、今回は冷え込んだ地域経済の回復というのを大前提にしておりますので、実際500円での1,000円という形にはなりますが、より多くの金額を出していただいて、経済を回復させるという第一の目的で1,000円という額面の金額に設定しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 2点目の御質問、18番の水産物の消費PRの事業でございます。水産加工業も参加できるのかというふうな御質問でございます。結論から言いますと、参加できるというふうなところでございます。ちなみに18番の水産物の消費推進PRにつきましては、7ページの26番、誘客の回復の事業がございますけれども、この事業内容の消費拡大イベントの開催という部分の事業でございます。今回、食材といたします水産物を、これを補助金として出すという部分に関して農林水産課が担うというようなことでございますので、事業の中身につきましては商工観光課長より補足説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、私のほうから26番の誘客の回復と27番の消費拡大・販路回復の関係について答弁させていただきます。

まず、観光客の回復ということに関しましては、今国で大きくG o T o トラベルという仕組みが動き始めていて、連日いろいろトラブルがあるという報道もなされていますし、また感染が拡大する中で懸念されるというような声も聞かれている状況でございます。第1弾の予算のときにも、未来の交流券だったり、その誘客をするということに対しましては、ま

ずもって第1弾、いろいろと取組を進めてまいってきたということがございますので、今回の誘客の回復はもう一歩、一手前のところにポイントを置きたいということで、消費の拡大というところをメインに考えて、そこを起点にして、行く行くは南三陸においていただけるような仕組みづくりを考えたいというようなことを想定させていただいたということでございます。

具体的に言いますと、休業要請等々によって、水産物等々含めて、その消費先である店舗等がお休みをされるということで、いや応なくその流通も止まってしまったという現状がございます。そうしますと、どこで消費を拡大していくかとなると、やはりそれは一般の消費の皆さんに伝えていく必要があるんだろうと思ってございます。ただ、残念ながら、今人の動きが制限されている中でございますので、当町においてPRをするという仕掛けづくりがなかなか難しいという状況でございます。そこで、ならば思い切って、消費圏があるところにこちらから出向いて、その方向性がつけられるような仕組みづくりができるのかというふうに考えたのが26番の内容でございます。具体的には、仙台圏において、単に物産の販売をすることではなくて、南三陸が誇る食材をどういったらおいしく召し上がるいただけるのかとか、新たなメニューの開発なんかも含めて御提供できる場をつくりながら、南三陸の魅力のPRをする場をぜひつくっていきたいということが一つございます。

あわせまして、仙台圏には数多くの飲食店がございますので、そういったところでもう一度南三陸の食材を知っていただいて、消費の拡大につながるようなPRに努めていきたい。それを知った多くの皆様が、行く行くは南三陸に足を向けていただけるというような仕組みづくりを考えていきたいというふうにございます。

G o T o 　Travelの中でも話題になっていますが、一時的に料金を割り引くというところだけがどうしても先行してPRされているという事実があるんですが、もう一つの仕組みとして、新しい生活様式の中でどうやってこういう楽しみを進めていくかということも、受け入れをする側だけじゃなくて、楽しむ側もやはり意識をしないといけないということだと思いますので、そういったところも一緒に考えながら進めていければいいのかなと考えているところでございます。そういったものを26番の誘客の回復というところで取り組んでいきたいと考えてございます。

一方、27番も、同じような消費の拡大という点に着目しまして、今回予算を計上させていただきました。前回はまさに先ほど言いました、人の流れを南三陸に引き込むための手段としてのブックレットの作成をさせていただいたところでございます。非常に好評でございまし

て、たくさん問合せも頂戴したということでございまして、未来の交流券につきましては、想定した販売はクリアしたという状況になってございます。

一方で、先ほども言いました一定の個店等々の消費が止まっている中にあって、どうやって消費を拡大していくのか、さらにそれを多くの人に広めていくかというところを、また一つ仕組みづくりを考えたいということで出てきたのが今回のブックレットでございまして、町内にあるいろいろな地場産品に目を向けまして、それをPRして、皆様に買っていただけるような仕組みづくりをしたいというような内容でございます。当課の取組といたしまして、中小企業振興条例というのを策定させていただいたんですが、その中で中小企業の皆さんに集まつていただいて、実効性を持たせるために円卓会議という仕組みをつくらせていただきまして、今、その実現に向けた会合を月に1回やっておるんですが、その中でも出てまいりまして、地元にあるこういうPRできるようなものを、例えば年末のお歳暮の商戦等々に広くPRできる、要するに地元の皆さんのが地元のいいものを知らないというのが非常に残念であると。それをぜひ活用したり、あるいは南三陸のものを広く使っていただけるような仕組みづくりができるかということで、そういったところに今度は着目したブックレットを作つていただきたいという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 最終ページ、8ページの29番、スポーツイベントの誘致でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったような有名プロチームとか、そういうチームを誘致する事業ではなくて、そもそもスポーツイベントを町外から誘致して、できれば宿泊もしていただいて、町内のスポーツ施設を使って地域経済に寄与していただく、そういう事業でございます。大前提としては、コロナが終息されるということが大前提なんですが、これから準備をしっかりとし、コロナ終息後にすぐ動き出せるような、そういった事業を開拓したいというものです。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、18番の水産物の消費促進PRのところですけれども、予算額が569万円ということで具体的な数字が現れています。それで、参加する事業者、事業体としては、水産業、それから水産加工業もオーケーということでしたけれども、この569万円、これは何者分ぐらいをイメージしているのか。1者当たり幾らぐらいになるのかとか、その辺の思いがあればお聞かせいただきたく思います。

それと、26番、27番、誘客の回復、それから消費拡大・販路回復への支援ですが、これはい

ずれも業務委託を誰かにすることになるのかなと思うんですけれども、これはどうなんですか、今まで継続的にお願いしていたところにするのか、あるいは私はちょっと一回誰か新しい人に変えてみても面白いんじゃないかなというようなことも思っているんですけども、ちょっと目線を変えてやってみてはどうかというのもあるんですが、そのあたりどういったところに業務委託する考えでいるのか。

それと、ブックレットです。これは予算額500万円。これはまた何部ぐらい作成する考えなのか、その辺をお聞かせいただきたく思います。

スポーツイベントの誘致は分かりました。今後ということで、高校野球で甲子園はなくなつたんですけども、宮城県の県大会、これは平成の森で何試合か行われたようで、これも非常によかったですなというふうに思っております。こういったスポーツイベント、機会があるごとにPRはどんどん進めていっていただきたく思います。

以上、お願ひします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） この18番の事業につきましては、569万円というふうに具体的な数字は書いてあるものの、正直、仙台圏の飲食店のオーダーによる部分が大きいのかなと考えております。したがって、当然アワビ、ホヤ、あとは水産加工でいいますと例えばギンザケのフィレとか、あとはホタテというふうな幅広く水産物というのは提供できると考えておりますので、今の時点で何者というふうなところではないと御理解願います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長、簡明に。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 委託料につきましては、予算をお認めいただいた後に、受注業者については検討してまいりますので、御理解をいただければと思います。なお、ブックレットにつきましては、前回の観光の際は3,500部ぐらい作ったんですが、大体今回も想定はそのぐらいということなんですが、掲載する内容によって若干変わってくるのかなと思っておりますが、大体同じような規模感は考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最後になると思いますけれども、何点かお伺いいたします。

1ページの新たな事業展開等への支援ということで、8,000万円予算額。町内事業者が自ら創意工夫により企画立案する地域活性化等の事業に対し、町が補助を実施するものということで、10分の10ということで、1事業当たり200万円。これ予算額を見ますと40事業者を想定しているようですけれども、この辺の内容をお伺いいたします。

それから、3ページの母子父子家庭への支援ということで126万3,000円計上しているようですがけれども、母子父子家庭は7月1日時点で何件かというのは分かると思いますけれども、早めにこれらの支給をお願いします。それから、支給の予定はいつ頃なのか、9番目。

それから、10番、新生児育て世帯への支援ということで、一律10万円。4月28日から来年の3月31日までに誕生した新生児となっています。たまたま今年は4月28日生まれの方が最初だったのではないかと思うと思いますけれども、今年度は4月2日から新生児は令和2年の出生になりますけれども、その辺、55名ぐらいかな、550万円ということは年間50から60の出生になっていますけれども、その28日以前に生まれた方がなかったのかどうか。これも生まれた都度やるのか、3月にまとめてやるのか、その辺の支給内容をお伺いします。

それから、5ページの地元産材の利用促進ということで、新型コロナウイルス対応キャビン建設工事ほかということで、2,970万円出ております。非常にいいことなんですけれども、片や町民感情として、県外いろいろ来るお客様を今まで聞いていたと想定して誘致を呼びかけていくんだと思いますけれども、コロナの終息がめども立たないわけですけれども、その辺の考えはどういうふうな。都会から来た場合、今全国的にコロナが発症しておりますけれども、そういう心配がないとは言い切れない中、呼び込みだけを優先してするのか、その辺です。

それから、6ページの22、小規模事業者への支援。これは新型コロナウイルス対応小規模事業者持続化補助金、予算額1,500万円ということで、上限が10分の10で100万円、そうすると15事業者になるのかなと推察しますけれども、この内容をお伺いします。

それから、24の任意団体等への支援ということで、上限100万で300万出ています。この辺の内訳をお願いします。

以上をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、1ページの2番目になりますが、新型コロナウイルス対応公募型補助金でございます。この内容につきましては、今回の地方創生臨時交付金の目的であります2本柱、補助対象事業として、①事業継続や雇用維持等に関する事業、②新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業ということで、これに合致する事業者の提案事業に対して補助をするものでございます。これまでには、どちらかというと、いろんな縛りを設けながらこの対応を図ってきましたが、個々の事業者の業種によってかなり対応が異なってきているということも踏まえまして、事業者の提案により補助をするというもの

でございます。

例えば、イメージとすれば、宿泊事業者あるいは生活関連事業者が感染防止対策、衛生対策をする設備費に補助をするとか、そういった自由な発想の下、コロナ対策に力を入れている事業に対して補助をするというものでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、母子父子家庭と新生児への支給ということで、両方に共通いたしまして、支給はできるだけ早いほうがよいという御指摘がございました。そのとおりかとは思うんですけれども、支給の方法についてもできるだけ簡便な方法でやりたいと思っております。それで、簡便な方法を取ろうとすると、既存の支給システム、何かの支給のタイミングでというのが一番早いものですから、そういったものを考えながら、できるだけやり方を早くして、その中で一番早いタイミングで交付できるように、今後考えてまいりたいと思います。

それから、人数等々についてはお見込みのとおりでございます。

あと、1件、4月28日前に生まれた方もいるよねというふうな御案内がございました。こちらについては、企画課さんでやっておられました一律10万円給付というのがございました。当然、そのタイミングがこのタイミングですので、既に10万円受け取っていらっしゃるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 17番の地元産材の利用促進の部分でございますけれども、県外の人だけ対象なのかというふうな部分でございますけれども、地元産材の利用に関しましては、町独自の補助金がございまして、平成28年度の65件をピークに、昨年度は11件、今年度に関しましては今現在で1件しか申請がないという状況。そういった復興が一段落いたしまして、住宅建設数が減少して、なおかつ今回のコロナウイルス対策で木材需要も落ち込んでいるというふうなことでの制度設計でございます。

いずれにしても、これから予算を取って建設まで、今年度は終わらない、利用は来年度というふうなことになりますので、その際はコロナウイルス終息をして、町内外の人が幅広く見ていただいて、いいものができたなというふうに見ていただければと思うところでございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、6ページの22番、小規模事業者の支援でございます

が、これは商工会と連携をいたしまして、コロナの対策に取り組む事業者への支援の事業がございまして、事業内容は3つございます。サプライチェーンの供給の体制の整備、それから非対面ビジネスモデルの展開、テレワーク環境の整備、こういったものに取り組むところに対して補助金が支給されますが、そのもともとの制度の支給が3分の2から、要件によつては4分の3まで分かれています。ですので、3分の1もしくは4分の1が事業者の手出しということになるんですが、自己負担分に対して町が上乗せで支援をしていきたいという内容でございまして、上限100万円の予算1,500万円でございますので、15件を想定しているところでございます。

さらに、24番、任意団体等への支援につきましては、国の持続化給付金という制度がございますが、この制度に該当しないんですけれども実質的には同じ要件を備えている団体が町内のほうにあるというような内容でございますので、具体的には権利なき社団という言葉も書かれていますが、見方を変えると人格のない社団とか、人格なき社団なんていう言い方。要するに、法律上の定めでもありますて法人としての扱いにはなっていないんですけれども具体的に団体を構成して収益事業を実施しているところにつきまして、国と同等の支援をしていきたいということで設けた制度でございまして、上限100万円で、3件で300万円の予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最後の24番なんですけれども、何件ぐらい見通し、上限300万だから3件はあるのかなと。法人を有していないところが、めどとして3件が町内にあるということでおろしいですか。（「はい」の声あり）

それで、今までいろいろ前議員も聞いた中で、この件については、コロナ対策関連事業といたしましては、7,000万円の一般財源がつぎ込まれております。それで、財政調整基金条例、これはうちのがあるわけなんですけれども、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。次の各号というのは、一つ、経済事情の変動により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。2つ目、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。3番目、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。4つ目、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。5つ目、償還期限を繰上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき、こうなっております。この6条の中

の今回の財政調整基金7,000万円の単費持ち出しした場合、私は使うなと言っているんじゃないですよ。この5つの中のどれに該当するのか、その辺をお答え願います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、るる読み上げていただきましたが、このコロナ、大災害でございます。したがいまして、今読み上げた内容の中で、ほとんどの部分で財調を取り崩すということについては当てはまるものというふうに認識してございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では仮に、この事業で財源が残った場合には、来年の3月で剰余金が出た場合、2分の1、財調に繰入れすることになりますけれども、今までのこれらの見通しとしては、計上した限りには全額消化できるものと解してよろしいでしょうか。その辺の見通しはどうなっていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 財源をこのように提示をした以上は、全額を使用するといいますか、利用するということが大前提であります。しかしながら、これには当然我々が想定している中の当該の団体等を含めて、様々な方々を対象としてございますので、そういった方々が全てこれに申し込んでくるかということになると、現時点としては、我々としては把握できません。例えば、一つの例を言いますと、先ほどのてんこ盛りなんかはそうなんですが、1万5,000セットを売り出しますが、それを全て買うかということになると、それも現時点としては分かりません。余った時点では、それは財源の留保といいますか、それは余るということになりますので、今の時点で全て使えるのかどうかということを、この時点で明確にお話しいすることは大変難しいというふうに思います。ただ、財源を計上した以上は、全て使うという目的の中で我々は皆さんに説明をしてございますので、そういう努力をしてまいりたいと思っております。いずれ余れば財調基金というふうになるだろうと思います。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第84号 令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第84号令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号令和2年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては、病院事務長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは、議案第84号の説明をさせていただきます。まず、18ページをお開きください。

補正予算（第1号）ということで、第1条には、次に定めるところによるということで、第2条で収益的収入及び支出、いわゆる第3条予算でございますが、収入、支出においてそれぞれ同額の補正額を見込んでございます。数字については記載のとおりでございます。

次ページ、19ページをお開きください。

第3条において、資本的収入及び支出、いわゆる第4条予算でございますが、これについても補正予算額を収入、支出とも同額で見込んでおるところでございます。

それから、最終、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、補正予算額45万円を計上しているところでございます。

それでは、細部に入らせていただきます。

補正予算に関する説明書にて説明を進めさせていただきたいと思います。

21ページ、まず収益的収入及び支出でございますが、御覧のとおり収入及び支出において203万5,000円を計上しております。これにつきましては、去る5月19日の一般会計補正予算で提案し、ご承認いただきました病院事業会計負担金の136万8,000円を含んでの203万5,000円ということですので、その内訳からまず御説明申し上げますが、前回の臨時会で承認いたしました内容といたしましては、発熱外来等を設置するまでの休日等の医師及び看護体制を強化するための日当直手当を増額するもの、それ以外については感染防止用医療資材等の調達費用を計上しておるということでございます。

今回、収益的収入及び支出で計上しております66万7,000円については、先ほど総務課長から説明申し上げました3事業に要する消耗備品等の費用になっているということでござります。

次に、22ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入においては一般会計出資金として936万円を計上しております。支出は同額として、その内訳といたしましては、建設改良費の有形固定資産購入費として、これも総務課長からさきに御説明したとおり、3事業に係る備品購入費及びシステム導入費用に充てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第6回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時59分 閉会